

平成26年6月10日（火曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	奥山健一	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第3号 第2回定例会
平成26年6月10日(火) 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

- 鴨田俊廣議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開します。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

- 鴨田俊廣議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。
通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成26年6月10日(火)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
11	市公共事業整備優先順位基準について	(1) 市道米沢郷ノ目線の整備について (2) 運用上の課題について (3) 市民の理解と信頼確立に向けた活用状況について	16番 川越孝男	市長
12	男女共同参画社会の実現に向けて	小・中学校における男女混合名簿の作成について		教育委員長
13	私道整備費補助金	認定外道路整備要綱の策定について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
14	交付規程の見直しについて 市立病院整備について	先行取得用地の活用について		市長
15	鳥獣被害対策について	(1) 本市の被害の実態と被害額について (2) 鳥獣被害特別措置法と被害対策実施捕獲員制度の創設について	14番 内藤 明	市長
16	学童保育について	障がい児の受け入れ状況と課題について		市長
17	学校教育について	(1) 学力テスト結果の非開示について (2) トイレの洋式化に伴うウォシュレット付への検討結果について (3) 障がい児の進路指導について		教育委員長
18	福祉行政について	(1) 第6期介護保険計画の策定について (2) 地域包括ケアシステムへの取り組みについて (3) 高齢者の権利擁護の推進について (4) 第6期介護保険計画における介護保険料について	17番 那須 稔	市長
19	市民との協働のまちづくりについて	(1) クールビズ期間中に半纏を着用し、神輿の祭典をPRすることについて (2) 市が取り組むパブリックコメントの現状と課題について (3) 各種審議会等への市民参加の現状と課題について (4) 市民からの意見聴取にSNSを活用することについて (5) 災害被害把握にSNSを活用することについて	6番 國井輝明	市長

川越孝男議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号11番から14番までについて、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 おはようございます。

通告に従い順次質問いたしますので、市長並びに教育委員長にはよろしくお願いをしたいと思います。

通告番号11、市公共事業整備優先順位基準について伺います。

市民の要望が強く、生活に密接にかかわる生活道路の改良や側溝、舗装、交通安全施設などの整備の箇所づけがわかりにくかったことから、平成23年4月に寒河江市公共事業整備優先順位基準を策定し、これによって事業化を決定する前に客観的な評価を行い、優先順位と整備時期を明確にすることで効率的な整備を図るとともに、公共事業実施の決定プロセスを透明化することを目的として取り組まれるようになりました。これは、画期的なことであり、評価をするものであります。

しかし、運営上の課題も多くあります。既に見直し、改定もなされています。さらに、市民が理解できる箇所づけをするためには、まだまだ問題があると思います。

基準を策定した目的に沿った運営ができるように、3点についてお伺いをしたいと思います。

1つは、市道米沢郷ノ目線の整備見直しについてであります。

私の記憶によると、市道米沢郷ノ目線の整備については、平成6年3月議会で地元町会長から出された市道編入の陳情が採択されています。その後、地元から再三の要請にもかかわらず、全く進展がありませんでした。10年以上経過したことから、当局にただしますという、道路敷地の一部が土地改良区所有で、了解が得られていないとのことでした。そこで、私は改良区と話し合いをしたところ、無償譲渡はできないが、買収には応ずるとの回答でありました。それで、市道認定については、平成20年6月の議会で議決がされ、平成20年7月4日付で市道米沢郷ノ目線として認定されています。平成21年2月25日、道路敷地として寒河江川土地改良区より2筆、583平方メートルの買収が終わっています。

その買収が終わってから、もう既に5年が経過をしています。市道になって6年、市道編入の陳情が採択されて既に20年経過をする米沢郷ノ目線の整備の見直しについて、どうなっているのかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、先ほど川越議員御指摘のとおり、市民の暮らしに密接にかかわる生活道路の改良、さらには側溝などの整備について、平成23年度におきまして市の公共事業整備優先順位基準というものを策定したところであります。御指摘のとおり、できるだけ客観的に、公平に、公正に整備を進めていくための基準というものを設けさせていただいて、新たな事業についてはこの基準に基づき評価をして、整備優先度を判定、審査をして、わかりやすく事業の執行を図っていくという目的で基準を策定したわけでありまして、この基準というのが、御案内のとおり県内では初めての取り組みでありますし、浜松市の基準がございまして、それを参考にしておつたところでございます。

御指摘のとおり、まだ23年度からということでもありますから、まだ二、三年の事業経過、執行経過でありますから、さまざまな課題もあって、その都度、運用している過程の中での課題について見直しをさせていただいて、今に至っているということでもあります。

ただ、おっしゃるように、まだまだ今が完成というんですか、完璧……。まあ、完璧というのはありませんが、いろんな課題もまだ抱えている、問題もあるわけでありまして、その都度やっぱり検証しながら整備の見直しをしていくということにさせていただきたいというふうにも考えてお

ります。

具体的に、簡単に仕組みを申しあげますと、年度末に各町会長さんのほうに要望書の様式、これも見直しをさせていただいて、できるだけわかりやすい要望書をつくらせていただいております。町会長さんのほうから要望をいただいている。そのいただいた要望についてまとめて、市のほうではその内容に基づいて現地調査をして、10月にその公共事業整備優先順位審査会というものを設けて、そこで検討、審査をさせていただいているということでもあります。

その審査会の中では、事業化に向けて取り組むべき要望箇所の優先順位の決定をして、その順位によって予算化していくという流れであります。ただこの予算化については、事業の実施ということになりますけれども、これについては側溝、用悪水路整備を除いて、国の社会資本整備総合交付金というものを活用させていただいている。要するに、財源の当てのあるところを整備していくという形になりますから、その交付決定というのが6月中になっていくんであります。そういったことから、事業化するかしないかというのは、6月中に各町会長さんのほうに通知を出させていただいているという状況であります。

ですから、お尋ねの市道米沢郷ノ目線については、御案内かと思いますが、審査会においては高い順位、高位判定ということでありましたが、先ほど申しあげましたとおり財源の確保というのがあって、やっぱり要望が多々あるわけありますから、優先順位の高いところから財源を見ながら事業実施をしていくということになりますから、財源の当てのあるところについて事業化を進めるということは今月中に各町会長さんのほうに、ことし事業化できるかどうかについては今月中に御通知を申しあげるということになっておるところでありますので、御理解をいただきたい。

ただ、審査会では順位が高かったということは事実でありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 制度の仕組みについての、今、説明がありましたので、それは了解をいたします。

しかし、次、運用上の課題についても通告をしているわけありますけれども、やっぱり一つはこの制度ができたとき、まだできて3年なんですけれども、できたときに、ずっと過去に要望が出ていて着手されていない案件もいっぱいあるんだけれども、全部探るのもなかなか大変だということで、10年さかのぼって一応対象にしたというふうなことなんです。

ところが、今申しあげたように、米沢郷ノ目線などはもう20年も前から出ているやつもあるわけですね。したがって、今の台帳管理になっているものの中には、スタートした時点で10年以上前のやつがもっとあるのではないかというふうに思われるんですね。したがって、そういうふうな部分についてもきちっと把握をしていく必要があるのではないかというふうに思いますが、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この優先順位基準と申しますのは、基本的には整備が必要な順番を決めていく、公平に決めていく、公正に決めていく、客観的に決めていくということでもありますから、そういう要望を出していただくのは地元の町会からということでもありますので、地元としてやはり、何年も前に要望したけれども実現しなかったけれども、やっぱり現実的にはこれからも必要だということになれば、そこはぜひ我々も一緒になって地元の皆さんのニーズに応じていくということやはり

必要なんだろうというふうに思います。

そういう意味で、地域にとってその事業が必要かどうかということについては、やはり毎年毎年になって大変御苦労もおかけするわけでありましてけれども、そういった意味で事業についての必要性というものを町会の中で御検討いただいてその要望を示していただくということが、まな板に乗っかる手順としてはあるべき方向なのかなというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 時間もありません。通告課題がいっぱいありますので、次の問題をお尋ねしたいと思います。

これは、要望箇所というのは、スタートしたときのそのものだけでなく、毎年出てくるわけですね。今、市長が言われたように、年度末に用紙を渡して各町会から上がってくると。毎年、追加されていくものというふうに思うんです。そうしたときに、点数制、これは事業箇所の規模によって、小さいというか世帯数も少なかったり道路の幅員も狭かったり、交通量も少なかったりというふうになるといって、おのずから点数は少ないわけですね。いろんな地域の体制などはできておっても、点数にするというふうになると思うんです。そうしたときに、ずっと後まで小さい点数の部分というのが、どんどん後から来た大きいやつがどんどん上に行くという、点数の高位順だけでやっていくという、事業着手の見通しが立たないという心配があるのではないかとこのように思います。

したがって、こういう制度をつくった場合には、要望してからやっぱり何年たったらば、点数は少なくとも着手をしていくというような、こういう新たな視点を設ける必要があるのではないかとこのように思います。そうしないという、点数だけでやっていくという、ただいま申しあげましたように、規模が小さかったりなんかするといつまでも置かれるという、逆に不公平を肯定してしまう基準になったのでは困るわけでありまして、そういう点も今後の課題としてぜひ捉えていただきたいというふうに思いますが、見解をお聞きいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 公共事業、例えば道路などは昔からそういう課題はあるわけですね。利用者は1世帯しかいないのに、何でこういう道路をつくらなきゃいかんとか、いやこれはやっぱり必要だということもあろうかと思えます。川越議員、今御指摘のとおり、県についても同じようなことがあろうかというふうに思えます。利用する世帯が多いとやっぱり声も大きくなるので、そこを優先的にしていかざるを得なくなってしまうのではないかと、利用者が1人、2人ということになれば声も小さくなくて、優先順位が幾らたっても上位に行かなくなるのではないかとこのように懸念も心配される。我々は、そういうことができるだけないように、先ほど申しあげたけれども、ある程度客観的に、あるいは公平に、公正にという視点で取り組ませていただいているところでありますし、御指摘の点なども。ただ、最初から申しあげてはいますけれども、やっぱり必要な度合いというものを高いものから整備をしていくということでもありますから、悪い言い方をすれば、余り必要性がないものを整備していく、表現が悪いですけどもね、優先順位の高いものを整備していくという観点に、やっぱりこの基準は定めさせていただいておりますので、そういった御心配の点も十分いろいろ配慮をしながら見直しなどの際に検討させていただきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり、そういう点というのは、同じ金を有効に使うという場合には、1,000万円を1,000人いたところに使うのと、3人いたところに使うのでは、1,000人いたところに使ったほうが効率的だ、効果的だというのはわかります。わかります。しかし、納税者は、市民は同じなんです。1,000人いたところの人も2人きりしかいないところの人も、税負担は同じなんです。したがって、不公平がないようにしていかなければならん。弱肉強食の物の発想になるということ困るので、今、市長言ったように、見直しの際にぜひお願いをしたいと思います。

それから、3つ目の問題でありますけれども、市民の理解と信頼確立に向けた活用状況についてでありますけれども、私も今回、評価表のつづりを見させてもらいました。しかし、あれを見ただけでは全体の中のどの位置に、どの順位にあるのかというのは、全くあの資料つづりだけではわかりません。わからない状況なんです。

この制度では、この基準に基づく評価により整備優先順位を判定し、整備時期の明確化を図り、市民にわかりやすい事業の執行を行うとされているわけでありまして、せっかく審査会をしてあるわけでありまして、これが客観的に、まさに見た人がどの位置にあるのだからというのがわかるようなことに工夫をしていただきたいということを思うわけでありまして、このことについても見解をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この制度の仕組みは、先ほど申しあげましたとおり、6月中には要望を出していた町会長さんに、その審査の結果をお知らせするという形になっているわけでありまして。

昨年度については、この通知を出したことに対して、大変評価をいただく御意見などもありました。通知をもらったということで、その結果は別にして、もらったということに評価をいただいたところもありましたし、また数件でありますけれども、その評価順位あるいは内容についての問い合わせなどもいただいたところであります。

そういった際には、ある程度評価の順位というんですかね、高い、中ぐらい、低いということなど審査の結果、内容などについても御説明をして御理解をいただいているということでもあります。

いろいろ、議員御指摘のとおり、ほかの例なども参考にできない、寒河江市単独の先を走っている制度でありますから、いろいろ御指摘もあろうかというふうに思いますし、町会長さんあたりからの御意見などもお伺いしながら、さらに制度に対する理解なども深めていきながら、よりよい制度となるように取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

次、通告番号12、男女共同参画社会の実現に向けて。

小中学校における男女混合名簿の作成について伺います。

平成11年6月、男女共同参画社会基本法が公布施行され、その中で男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する重要課題と位置づけられました。山形県においても平成14年7月、山形県男女共同参画推進条例が施行されています。これらの基本法や県条例を受け、国県ともにそれらの実現に向けて具体的な施策が展開されてきました。

本市でもようやく25年度に意識調査を実施し、26年度、今年度から始まる寒河江男女共同参画計

画が策定されました。

私は、地元小中学校の入学式や卒業式、保育所の入所式や修了式に参加をして、疑問に思うことがあります。保育所では男女混成なのに、小学校、中学校になると男子が先で女子が後であります。おかしいと思い、当局にただしたことがあります。回答は、式で合唱などがあり困難であること、さらに児童生徒の在籍名簿が男女別になっているので、入学式とか卒業式だけを男女混成にすることはできないというものでした。

そこで、私は、寒河江市男女共同参画計画が策定された今、来年度から小中学校における男女混合名簿に切りかえの提案をいたします。そして、入学式や卒業式を男女混成で行うことは、児童や生徒にとっても保護者や市民にとっても男女共同参画社会についての生きた学習になるのではないのでしょうか。こういう積み重ねが人々の意識を変え、男女共同参画社会をつくり上げる力になるものと確信をいたしています。

寒河江市男女共同参画計画の基本目標Ⅰ、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成の中で、性別による固定的な役割分担意識と、社会慣行の見直しを行う意識の確立の必要性和推進に当たっては、行政が規範となるよう実践することがうたわれています。教育委員長の英断を期待いたします。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 川越議員から、男女共同参画社会の実現に向けて、その中での小中学校における男女混合名簿の作成についてのお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

ただいま議員のほうから質問にありましたように、昨年度3月ですけれども、本市において寒河江市男女共同参画計画というものが作成されました。性別や年齢にとらわれることなく、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の形成が目指されているわけであります。

御指摘のように、男女平等の意識を育むといいますか醸成するといいますか、これは学校教育においても大変大切なことであります。本市の小中学校においても、男女が互いに支え合い高め合うことができるように、さまざまな工夫や配慮がなされておるわけであります。例えば、卑近な例でございますけれども、各学級の男女の人数はできる限りそろえるような配慮とか、あるいは教室での机の並び、これも男女が2人1組になっていることが多いようであります。そういった意味で、現在、基本的にどの教科においても男女共修というようなことを実施しております。

さて、川越議員からの直接的なお尋ねであります小中学校における男女混合名簿を取り入れていく必要があるのではないかという御提言、御質問でありますけれども、確かに現在のところ本市においては、一部を除きまして、小中学校の多くは指導要録や出席簿、健康診断表や児童名簿など男女別としている学校がほとんどであります。これに対しまして、男女混合名簿を導入している学校もございます。例えば、幸生小学校では指導要録の様式が変更になった平成14年度から指導要録などの公簿や健康観察簿、児童名簿などを五十音順での男女混合名簿としております。また、今年度から成績書類や保健関係など、男女別統計というものが必要になるものを除きまして、男女混合名簿とすることはできないか検討に入っている学校もございます。

このように、どのような名簿を使うかは、教育内容や使用する名簿の目的、方法などによりまして各学校がその実態に応じた判断をしております。

議員からの質問にありましたように、昨年度、寒河江市男女共同参画計画が策定されました。こ

ここで示されていますように、学校は次世代で活躍する子供たちへの男女共同参画についての意識教育という点からも大きな役割を担い、その形成に向けた学習や活動の充実を図ることが求められています。ということから、議員の御質問の中で、入学式や卒業式ということのお話もありました。こういう場合に、自校の教育活動について男女平等の意識形成を阻害している側面がないかどうかという観点から、改めて振り返ってみることは大切なことであると思います。

教育委員会といたしましては、学校の名簿を使用するかはその目的や教育活動との関連から各学校において適切に判断すべきものというふうに考えておりますけれども、自校の、みずからの学校の教育活動の中に男女平等の意識形成を阻害するような問題点はないか、その問題が名簿に起因している側面がないかということ各学校が確認していく必要があると考えております。

つきましては、それぞれの学校で行われている教育活動と名簿との関連などについて改めて確認していただき、それらの学校におきます検討結果、意向等も踏まえた上で、私ども教育委員会としても検討してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 私は、極めてシンプルに、単純に思うんです。保育所では、男も女も関係なしで、入所式も修了式もあいうえお順りなんなりでやられています。少し物心つく小学校、中学校、もちろん小学校からね。中学校はもちろん一人前なわけでありましてけれども、そこになると男が先、女が後というのが理解できないんですね。まさに、これは慣行、今までやってきたからというだけだと思うんです。

性別は人権問題というふうにも言われています。したがって、物心つく小学校の段階でそういうふうに切りかえるということは、もう話題になります。生徒、児童もなぜそういうふうにした、なぜそれが必要なんであるかというものが、まさに生きた学習だと思います。保護者、何で去年まで男が先で、ことしからは男と女が一緒なのやというふうになったときに、これまた生きた人権学習だと思います。男女共同参画社会をつくる基本的な力になるんだと思います。

学校任せでなくて、この推進に当たっては行政は規範となっているわけでありまして、学校任せでなくて、やっぱりこの基本計画を寒河江市でつくったわけでありまして、ぜひ教育委員会の中でも検討していただきたいということを申しあげておきます。

そして、私今回取り上げたのは、やっぱり来年度からするとなれば9月議会や12月議会では遅いというふうに思ったんです。そして、学校現場では入学式や卒業式でそうするにしても、名簿そのものが、卒業証書には番号も振られるんだそうです。したがって、教育委員会でその混合名簿をつくるというふうな方針に転換することによって、こういう問題がスムーズに、もう生きた勉強がやれるように、そして男女共同参画社会に近づく施策だというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただきたいということを申しあげておきます。

それから、いろんな方と話をする中で、面倒くさいのよというふうな話がありました。男と女、さっき言ったようにいろんな部分が出てくるわけですからね。しかし、民主主義とか人権を守るといのは、手間暇のかかることなんです。手間暇のかかること、効率的に言えば非効率的な部分なんです。効率だけを追求するというと、上意下達も独裁です。これは、一番簡単なこと。上で決めたことをただ落とすだけ。これでは人権も守れないし、民主主義も守れない。私の持論です。

したがって、効率だけでなく、本当に男女共同参画社会を学校現場からつくり上げていく、教

育の中でそういう教育をしていくというのであれば、少々手間はかかっても、面倒くさくともやっていくという、こういう基本的なスタンスが教育委員会にないとだめだなというふうに思いますので、一言申しあげておきます。このことについても見解をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 後段、民主主義あるいは人権に対する考え方という点では、私あるいは私も教育委員会も同じような考えを持っております。

前段、私が答弁で申しあげたかったのは、学校の学習活動あるいは学校行事等も含めてでございますけれども、これは一義的には学校の自立あるいは自主性を尊重したいと、そういうことから私ども行政的な立場で強権的に指導あるいは一方的に指示ということは、できる限り避けたいという基本的なスタンスを持っております。そういうことから、まずは当事者であります学校、ましてや卒業式、入学と非常に大事な行事でもありますので、学校がどのように考えて今実施しておられるのか、今後はどうかというふうなことをまず学校において考えていただきたいという趣旨で申しあげました。そういうことを受けて、十分にお聞きしながら私どもとしても検討してまいりたいという趣旨でございます。以上であります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 私も学校現場とも話してきました。そして、校長などは独自にやらせてもらえるんだべかと、やりたいというふうな声も聞いています。しかし、私はぼつぼつでなくて、この男女共同参画社会の実現に向けた寒河江市の計画も策定されているわけでありますから、できればそういう方向性を教育委員会として、後ろを向いているわけにはいかないわけですから、男女共同参画社会を実現するための一つの方策でありますから、方向性を出して投げかけるというふうなことなんかもいいのではないかなと。

逆に、これまでそういうことを教育委員会として議論してきたのかもお聞きしたいわけでありまして、次の課題もありますので答弁は要りませんが、ぜひ検討をしていただきたいということだけ申しあげておきます。

次に、通告番号13番、私道整備補助金交付規程の見直しについて。

これは、平成24年の12月議会でも質問をしました。仮称認定外道路整備要綱の制定も提案をさせていただきました。これは、もう既に大江町で実施している施策でありますけれども、このことについて再度お尋ねをしたいというふうに思うんです。

現在の車社会になる前、半世紀以上前までは生活道路はどれも道幅が狭く、そこにうちがあり、何代にもわたって生活をしてきておったわけでありまして。ところが、この車社会になりまして、市道の認定を得て整備をされる。道路事情は一変しました。しかし、平場のほうは市道認定の基準の要綱があるわけでありましてけれども、ループ化するとかなんか皆いろいろあるわけでありましてけれども、それに合致しない、なかなかそれに当てはまらない道路があるんですね。特に、町の周辺部、山手のほうに行くというと、その道路が山のほうに通ずるとかなんかで、別な道路とループ化にならないという、そこに住宅が張りついているというこういうところがあるわけでありまして。したがって、都市部で最近住宅の宅地を造成してできた道路、全くの純然たる私道、これらとは本質的に違うのではないかということが、私が提案している、求めている根拠なんです。

大江町などは、やっぱりそういう箇所が、山のほうに皆道路が通じているんだって。だから、町

道にはなかなかならないと。しかし、その人たちが、皆通る道路に銭を出して整備しなければならないというのはおかしい。寒河江では、そういうふうな部分についても、私道ね、私道の整備の補助が受けられますよと。100万円限度で50%というようなことでありますけれども、これはそういう純然たる個人の道路の部分と、そういうものは違うのではないかと。

私は、本来的には、一般市道や国道、県道と同じようにすべきだと私は個人的には思います。しかし、一気にそこまでいかないわけでありますから、大江町などでやっているように、当面80%の補助をする。こういう認定外の道路、私道ではなくて公的な土地の道路の改修については、地元の人が銭を出すのが2割でいいというふうにならないかというふうな提案でございますので、ぜひこのことについても再度見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成24年の第4回市議会定例会でありましたが、議員のほうからその私道整備費補助金交付制度の充実という項目の中で質問をいただいて、大江町の制度を例に出されて、法定外公共物である道路についての助成の見直しということで御要望、御質問があつて、私のほうからよりよい補助制度の構築のために研究をさせていただきたい旨の御回答をさせていただきました。

そういったこともありまして、いろいろ調べて調査をさせていただきました。この法定外公共物に対する支援を他の自治体で、大江町の例を出されましてけれども、どういう状況になっているのかということですが、まず私道の整備に対する補助制度というものも全部の自治体でやっているわけではないんですね、これね。13市の中では8市やっていますね。この西村山郡の町4つの中では2つやっています。ほかはまだ調べていませんけれども、近隣での町ではそういうことになっています。

法定外公共物に対しても支援をしているというのは、13市の中では寒河江市も含めて3市であります。鶴岡、それからことしから上山という3市になっているようであります。近隣の町では、先ほど御指摘のあった大江町ということになるかというふうに思います。法定外公共物に対する補助についても、先ほど大江町の例を出されましてけれども、大江町は80%、鶴岡市が70%で、残り寒河江市と上山が50%、こういう状況になっているところでございます。

そういったところで、何を申しあげたいかというのはおのずとあれかと思いますが、ある程度、去年の例などを見ますと、大変法定外公共物を利用されている例も多々あるようであります。去年、おとし、この2カ年で5カ所、私道の整備事業の補助制度を使つていただきましたが、5カ所のうち3カ所については法定外公共物を利用した生活道路ということで実施していただきまして、大変好評を得たというふうに我々は思っているところであります。

補助率についてもこれで我々としては十分だというふうには必ずしも思っておりませんで、ただやっぱりこれまでの経過もあつて、一足飛びに充実をするということにはなかなかいかないかもしれませんが、利用の状況あるいはほかの市の事例なども十分これからも参考にさせていただいて、制度自体、私道の整備も含めて、制度の充実に向けてやっぱり研究していかなきゃならないというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今の私道整備の中で、法定外公共物である道路ね、ここの整備、50%地元負担というか関係者負担があるわけでありますけれども、それで何で誰でも通つていい道路に半分も銭出さ

なきゃならんなねなやということで、まとまらなくて仕事ができないでいる箇所があるんですね。したがって、ぜひ、あと喜ばれているところももちろんあります。だけれども、そういうふうなのであとの人がやりたいとなっても、もうおかしいと言われている、そして悩んでいる箇所があるわけでありますので、ぜひ今後検討をしていただきたいということを申しあげておきます。

次に、通告番号14、市立病院整備について伺います。

私は、寒河江市規模の地方都市における病院経営は公立、民間を問わず厳しい状況にあると思っています。それは、制度的な問題が多く、薬価基準の問題、診療報酬制度の問題、研究医制度、絶対的な医師不足と偏重など制度的な問題が大きいと思うんです。さらに、住民の意識などもあり、1病院だけでは解決できない課題だというふう認識をしています。

寒河江市立病院は、寒河江市西村山郡の中核にある公立病院として地域住民の医療を担うべきであり、今後ともその必要性は強まると私は考えています。

市立病院敷地の北側と東側に、土地開発公社が市立病院拡張整備用地として先行取得しています。さきに議会に示された市行財政改革指針後期アクションプラン取り組み状況の中で、庁内横断のワーキンググループを組織し、26年度中に利活用方針を決定するとなっているわけであります。この土地の活用については、安易に売却し処分するというような結論を出すことなく、市立病院の将来のあるべき姿や市立病院と連携することで経営にプラスになるような、例えば老人向けの福祉施設の誘致なども含めて、念頭に置きながら慎重に検討すべきというふうに思いますが、市長の見解を伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市立病院につきましては、先ほど川越議員御指摘のとおり、ひとり寒河江市のみならず西村山郡全体の8万6,000住民の医療、福祉の充実強化のためにはならない病院だというふうにも、これまで役割を果たしてきましたし、これからもそういう役割を担っていく中核的な病院だというふうに思っているところでございます。

先ほど御質問ありました病院敷地北側及び東側の土地であります。北側市道に面した3,988平米、これについては平成9年9月に、それから敷地隣接の東側の1,833.49平米は平成13年5月にかけて、それぞれ土地開発公社で取得をしたわけであります。いずれも平成7年当時における市立病院第2次拡張整備構想案に基づき買収が進められたものでございますが、御案内のとおり現時点ではこの土地の利活用について具体的には進んでいないという状況でございます。

先ほど来申しあげておりますけれども、市立病院の役割、特にこれから高齢化が、人口は減ってまいりますが高齢化が一段と進むという状況の中であります。そういった意味での市立病院の果たす役割というものを十分に見きわめていかなきゃならんというふうに思っているところでありますし、先ほど御指摘のとおり、高齢化が進むということであれば、そういった関連のさまざまな施設などのニーズも全体として出てくるということになるかというふうに思います。

御指摘のとおり、土地開発公社が保有する土地の利活用全体について、今年度庁内に発足させた政策研究組織タスクフォースの中で検討を進めるということにしております。もちろん、基本的には市の遊休資産についてその利活用を検討していくというのは当たり前のことだとか、それは、行革上は進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

ことし、御案内のとおり、次期介護事業の計画の策定ということもあるわけであります。御指摘

の点などのいろんな施設の整備のあり方なども検討していく必要があるというふうにも考えているところであります。総合的にさまざまな面から検討を重ねて、その土地についての有効活用というものを図っていかなければならないということで考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 1つは、病院の脇に土地があるわけですから、保健、福祉、医療、介護など、これ全部包括的に連携をとってというふうになっているわけですね。なかなか病院の脇にそういう土地があるなんていうのは、これから求めるなんていうのは大変なことだというふうに思うんです。したがって、もちろん第一義的には病院経営の将来を考えなければならぬわけでありましてけれども、そういうふうな観点でその土地を利活用していくという……。売れば銭が入るからそれは財政的にはあれだかもしれませんが、そうでなくて、やっぱり活用というのは十分検討すべきだと思います。

西川町では、町立病院の脇にケアハイツ西川があります。もちろん、当初は老健センターでしたけれども、今はいろんな事情で特別養護老人ホームになっているようです。そして、状況を聞きました。そうするというと、病院と特老がくっついていることによって、患者や施設を利用する人にとっては絶対有利だということ。絶対有利なの。そばにあるわけですから。病院にとっても、さっき言ったように保健、福祉、医療、介護、皆一体的にしていかなければならぬわけですから、周辺にそういうふうなものがあるというふうなことになるれば、距離的には近いというふうなこと、あるいはどういうふうなかかわりで運営するかもあると思いますけれども、病院にとっても行政にとってもメリットはある。デメリットなんていうふうなことはあり得ないと思うというふうなことが言われています。

したがって、ぜひ近隣でそういう状況もあるわけでありまして、いろんな研究をしていただきたいということを申しあげておきます。

それから、この後期アクションプランの中では、このワーキンググループでもって利活用方針を決定するというふうになっているんですね。病院の跡地なども。その何人かの人で決定することはあり得ないというふうに思うだけけれども、その辺の考え方ね。やっぱり病院の拡張用地というのは、議会に対しても、当時の計画の中で位置づけをしてやってきているわけでありまして、広く議会や市民の声を聞いてしなければならぬ課題だというふうに思いますが、その辺の表現がそのワーキンググループで決定するというふうになっているわけですので、その辺の基本的な考え方と、26年度中に結論を出すというふうなことでありますので、そのスケジュールと、この点を教えていただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員御指摘のとおり、もちろんそのワーキンググループで決定をするわけではありません。原案をつくるという意味に御理解をいただきたいというふうに思えます。もちろん予算とか議会のほうにお諮りをして決めていただくということになるかというふうに思っていますので、現在これから、今、人選をしているところでありまして、そういったところで秋口あたりにかけて何回か検討会を開いて、年度内に原案をつくっていくという、今のところその大まかなスケジュールしか私は聞いておりませんが、折につけある程度の素案的なものできて、議会の皆さんにもお示しできるような状況になれば、提案する以前の段階でも御意見を伺うという機会もある

うかというふうに思いますので、よろしくお願いを申しあげたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 いろいろ4つの課題についてお尋ねをしましたがけれども、この議場で全て解決できるというものではないわけでありますので、引き続き日常的な議員活動などを通じながら当局と意見交換をして、よりよい寒河江市政執行ができますように、引き続き当局からも御協力なりをいただきますことをお願い申しあげまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

内藤 明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号15番から17番までについて、14番内藤 明議員。

○内藤 明議員 おはようございます。

通告番号15、16、17について一般質問を行いたいと思います。

初めに、鳥獣被害対策について市長にお尋ねをいたします。

人命や作物への鳥獣被害は、全国的に大きくなっていると言われております。これは、農業の衰退とともに中山間地が荒廃をし、イノシシや猿などの動物が人々の居住する住宅地まで入り込み、人と動物が生活する緩衝地帯といえますか境界がなくなっていることによると指摘をされております。

本市でも、最近では猿が目撃され、既にイノシシも生息しているというふうに言われます。農作物への有害鳥獣は、そのほかにも熊、カモシカ、ハクビシン、タヌキ、カラス、スズメ、ムクドリなどで、水産業への影響はカワウ、サギなどがいると聞いております。

そこで伺いますが、農作物への被害はさくらんぼを初めかなりの被害があるというふうに思われます。また、中山間地の耕作は、自然豊かな里山を守ることから大変重要なことではありますが、鳥獣被害は農業への意欲を奪い、荒廃へとつながるおそれがあります。

初めに、本市の鳥獣被害の実態と被害額について伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきます平成25年度の鳥獣被害、農作物の被害の実態についてお答えをしたいと思います。

被害面積は、165.4ヘクタールになっております。被害総額は、6,248万円という額になっております。さくらんぼ、リンゴ、ブドウなど果樹が主なものでありまして、果樹がそのうち6,040万円の被害でございます。

全体のうち、鳥類による被害額3,528万円、ムクドリが一番多く被害総額の34%、続いてカラス、スズメというふうな状況であります。獣類の被害額2,720万円、ハクビシンが最も多く被害総額の22%、続いて熊、ネズミ、ウサギなどの順になっているということでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 今、るる細かい点までお答えをいただきましたが、これは表に出ていることでありまして、中には潜在的なものを含めると相当あるんじゃないのかなというふうに思います。

相手は動物でありますから、やっぱり中には諦めてといたしますか、全国的に被害の大きいところ

では例えば猿などを「お猿様」というふうに言っているそうでありまして、これはお猿様やイノシシ様には勝てないというふうなことで、そうしたことが言われているそうでありますが、そういうことからすると被害額として出てきているものを含めて、潜在的なものもかなりもっとあるんじゃないのかなというふうに、私は気がしております。

そこで、次に鳥獣被害防止特別措置法と被害対策実施捕獲員制度の創設についてお尋ねをしたいというふうに思います。

鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が制定をされ、市町村は、鳥獣被害の状況に応じ被害防止計画の作成及び被害防止策の実施、その他必要な措置を適切に講ずるよう努めるというふうにされております。

最近では、先ほど申しあげましたように、このイノシシの子供なども目撃されているということからして、被害が大きくなることは時間の問題だというふうにさえも言われているわけですが、そこでお伺いしたいというふうに思いますが、この法に基づく被害対策実施隊と捕獲員制度を設置しておくべきであるというふうに思いますが、市長の所見を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいまの御質問の鳥獣被害防止特別措置法につきましては、平成24年の3月に一部改正する法律が公布をされまして、鳥獣による被害の深刻化と駆除の担い手である狩猟者の減少や高齢化に対応して、鳥獣被害の防止計画やそれに基づく鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対しまして、必要な支援措置を実施するというような内容に改正されたところでございます。

県内におきましては、この鳥獣被害の防止対策を策定しておりますのが、今年4月時点で19の市町村でございます。そのうち、鳥獣被害対策実施隊を設置しておりますのは8市町村でございます。寒河江市では、今のところ計画あるいは実施隊はつくっておりません。現在、寒河江市におきましては、猟友会の皆さんと鳥獣捕獲の委託契約を結んでいるところであります。そういった意味で、年間を通じて被害報告をいただいて、わな設置あるいは銃器による捕獲を委託契約に基づいていただいているということでもあります。

先ほど御指摘もありましたけれども、温暖化でありましょか、イノシシなどの北上、さらには猿も見られるというふうなところがあるわけでありまして。幸い、先ほど報告をさせていただいた25年度の被害の額には、イノシシ、猿はございませんでしたけれども、御指摘の点なども大変懸念されるというふうに思います。そういったことから、法に基づく鳥獣被害防止計画の策定というものも十分これから猟友会、関係機関と調整を図りながら進めていかなきゃならないというふうに思っているところであります。

また、実施隊の設置についても、先につくっている自治体の例なども十分参考にさせていただきながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。

他市の事例などもいろいろ検討させていただいてというふうなことではありますが、私もこうしたことについては猟友会の会員の方から御相談を受けているわけでありまして、そうした会の方々も徐々に高齢化しているというふうな現況がありまして、やっぱりこの制度は設けておくべきではないのかなというふうな指摘でございました。

お金のことを言っただけなんです、尾花沢市の状況なんかを見ますと、大した金額でもないようでありまして、年間の1人当たりのこの捕獲員の手当てといいますが、2,000円ぐらいなんです。ですから、そうしたことも踏まえてそうした被害に迅速に対応できるような態勢をぜひ早急に検討しておいていただきたいというふうに思います。

次に、学童保育における障がい児の受け入れ状況について市長にお尋ねをしたいと思います。

最近、発達障がいと診断される子供の増加や経済的な状況の変化などで学童保育へ障がいを持っている子供を預けたいと願っている保護者、父母が増加しているというふうに言われております。しかし、障がいを持っている子供は手間がかかるというふうなことや社会の偏見などもあって、放課後の学童保育にはなかなか預けにくいというふうな実態があるようでございます。

そこで、初めに本市の学童保育における障がい児の受け入れの実態についてどのようになっているのか伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今年度でありますけれども、10カ所の放課後児童クラブの中で、412名の児童の皆さんをお預かりしているわけでありまして、そのうち障がい児については5クラブで、5つのクラブで合わせて9名いらっしゃるということでありまして。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 5クラブで9人というふうなことでありますが、5クラブで9人ということは複数の人数を受け入れしているということがわかるわけでありまして、この5クラブのうち複数人数を受け入れているところは何か所ですか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 3カ所ですね。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 複数の人数を入れているところをなぜお聞きしましたかといいますと、国の基準がありまして、国の基準というのは障がいを持っている子供を学童保育等で受け入れると国から補助金があるというふうなことで、163万9,000円というふうな補助金があるということで、ただ問題は、問題はというよりも課題だというふうに思いますけれども、1人の障がい児を受け入れてもその金額は変わらず、複数入れても同じ額だということになっておりまして、この学童保育を行っているところでは、受け入れ側ではなかなか複数人数を受け入れることが大変だというふうに言われております。

というのは、人件費が増大することによってなかなか大変だというふうな状況があるというふうに思いますけれども、受け入れ体制をよくするためにはそうしたものに対して、国の基準額に加えて人件費の増額などについて体制の整備を図っていく必要があるのではないのかなというふうに考えておりますが、市長の御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 お答えを申し上げたいと思いますが、御指摘のとおり国の補助制度については、指導員を配置するための経費については、1クラブ当たり一律163万9,000円を加算するということがあります。この場合、先ほど御指摘がありましたけれども、障がいを持つ方が複数いれば当然指導するほうも複数要するというふうなことも、163万9,000円は変わらないということが課題だと、こ

ういう御指摘であります。

国の制度はそういうふうになっているわけでありますけれども、寒河江市におきましてその障がい程度、あるいは人員に応じた独自の基準などを設定させていただいております。放課後児童クラブが障がい児を受け入れて、担当の指導員を新たに採用した場合に、障がい児受け入れ加算として委託料に163万9,000円から327万8,000円までの間で加算するというふうにしているところであります。そういった意味で、学童保育における障がい児の受け入れを支援させていただいているということでもあります。

具体的に申しあげますと、特別児童扶養手当2級または療育手帳B受給者程度の障がい児については1人につき2ポイント、それから特別支援学級在籍または医師の診断書がある障がい児については1人につき1ポイントとして、ポイント数の積算をして、その合計が1から4ポイントまでが163万9,000円、5から7ポイントまでが245万8,000円、8ポイント以上は327万8,000円を加算するというふうなことで支援をさせていただいております。

障がいを持つ子供さんを受け入れるクラブについては、個々の障がいの程度などもあるわけありますから、それに応じた対応が可能となるような人件費の増額の基準というものを設定しているところでもありますので、御指摘のような、国の基準どおりということではなしに、その受け入れを拒む要因というのではないのではないかとこのように考えているところでもあります。

来年度から、御案内のとおり子ども・子育て支援新制度というのがスタートするわけでありまして、学童保育についてもその中に組み入れられるということになっているところでもあります。この新制度において、その学童保育の運営経費の積算基準の詳細などは現在検討中、国において検討されているということではありますが、障がい児の受け入れ加算については、ぜひ御指摘のような地域の実情を踏まえて適切に設定できるよう、寒河江市としても全国市長会などを通じて要望をしているところでもありますので、その動向について我々も注目をしている、注視をしているところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 現況についてお聞きをしましたが、先のことはそれはそれでまたいろいろ頑張ってくださいというふうに思いますけれども、国の基準額にプラスして加算額がポイント制で決定されていくというふうなことでありますけれども、私もこのポイントとそれから加算額についていただきましたのでわかりますが、これ、5から7ポイントになるには少なくとも3人の子供を受け入れないとそこまで上がらないんですね。具体的に、3人を受け入れているクラブはありますか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 1カ所ございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 1カ所、本来は全てのこの受け入れているところに、そうしたものが行き渡るといようなことが望ましいのでありますけれども、これは予算の関係もありますのでなかなかそうはいかないだろうというふうに私は思いますけれども、ただやっぱり実態として保護者は精神的なそうした負担といいますかあるわけでありますから、そういうふうなのを設置する側の市でやっぱりそれに対して応えていく必要があるのではないのかなというふうに思っているわけであります。

この学童保育の全国連絡協議会の調査によると、こうした障がい児の学童保育に預ける人数とい

うのは、ここ10年で3倍になっているそうであります。それから、受け入れている数も約2.5倍ぐらいになっているというようなことが昨年の調査で出ておりますけれども、特にこのポイントのところで見えますと、特児2級受給で2ポイントなんですね。それから、養育手帳B級で2ポイントで、特別支援学級在学で1ポイントとかこうなっているわけではありますが、それが該当児童の一番高いポイントで積算をするというふうになっていますので、全体を見ますとなかなか5から7までには届かないような状況になっているのじゃないかなというふうに思いますけれども、そういうことがありますので、ぜひ働く側も保護者が、父母が働きやすいような体制をつくることも、これからは必要なんだろうなというふうに思います。

もちろん、これは国の責任があるわけでありますから、国のこの上積みは求めなくてはなりませんけれども、どうしてもそうしたところになかなか目が届かないということであれば、寒河江市のあるべき姿としてそうしたところにも大々的にやっぱり予算を盛ることも必要なのじゃないのかなというふうに考えておりますので、ひとつさらに、制度の改正とあわせて御検討をいただきたいというふうに思っております。

次に、学校教育について……。

○鴨田俊廣議長 待ってください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時05分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

○内藤 明議員 続いて、学校教育について教育委員会にお尋ねをしたいと思います。

最初に、学力テスト結果の非開示についてお伺いをいたしますが、全国学力学習状況調査は従来抽出調査で実施されておりましたけれども、現在の安倍政権下におきまして悉皆方式の全数調査となったわけであります。全数調査は、成果としての点数や順位を上げることが求められ、事前学習に時間を費やす学校も少ないというふうに指摘をされております。4月22日に全国一斉に行われた調査の結果の取り扱いについては、「市町村別学校別の公表も可能」と変更をされたわけではありますが、しかし公表は子供や地域の序列化や過度の競争につながり、子供や学校現場に負担を強いることになりかねません。

過日、マスコミに学力テストの県内の各教育委員会の対応が掲載をされておりましたが、本市教育委員会は非公表というふうにしており、私は先ほど申しあげました視点から、そのような理由から教育的で非常に賢明な配慮だと、判断だというふうに評価をしておるところであります。これは本市教育委員会としての公式な見解として受けとめてよいのか伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 学力テスト結果の公表、非開示についてのお尋ねであります。お答えしたいと思います。

この結果の公表につきましては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、議員から御指摘ございましたように、序列化や過度な競争が生じないよ

うにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが求められております。

このことについて、文科省の実施要領でも次のような配慮事項が定められております。ちょっと羅列するようになりますけれども、申しあげたいと思います。

「単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果を踏まえた今後の改善策も速やかに示すこと」「平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと」「調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること」「児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報保護を図ること」「学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと」、これが、文科省から実施要領上示された配慮事項でございます。

御質問の本市教育委員会としてはどうかということですが、以下に述べる次のような理由から学校名を明らかにした公表はしないという方向で考えております。その理由は、学校ごとの平均正答数や平均正答率などを公表することにより、学校の序列化や過度の競争を生じさせることを防ぐため。2番目に、本市の小中学校は学校規模に差異が大きく、数値のみで単純に比較することはできないため。3番目に、小規模校もあり数値を公表することが個人の特定につながるおそれがあるため。以上、3点の理由から、本市教育委員会としましては文科省の配慮事項も踏まえ、学校を明らかにした公表は行わないという考えでおります。

ただし、一方と言ったほうがいいんでしょうか、調査結果を本市児童生徒の教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てていくということは、大変に重要なことでもありますし必要なことでもありますので、市全体としての調査結果やその分析結果及び改善策等については、お示しする必要があるのではないかというふうに考えております。この点については、どのような公表の仕方が適当であるか、市教育委員会として十分検討してまいります。

なお、昨年度も行っているところですが、それぞれの学校におけるみずからの学校の、自校の結果と課題、改善策等の公表については、従来どおり各学校において行うという考えでおります。

以上、最終的にはテストの結果を受けて公表するという段階で判断することになりますけれども、現時点では、教育委員会としては以上のように考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 委員長の言われること、よくわかりました。従来の問題については、学校で行うことについては、学校のものについては学校で行うということですから、それはそれでよいと思います。

また、学習状況等についての状況についていろいろ改善に役立たせるということについては、いろいろ検討なされるというようなことであります。それはそれでよいというふうに思いますけれども、繰り返すことにならざるを得ないけれども、過度な競争をあおるようなことにならないように、ぜひ努めていただきたいというふうに思いますし、聞くところによりますと、ある県ではその学力調査のために時間を費やししながら、頑張っているというふうに言っているのかどうかわかりませんが、そういうふう

うなことをしているというふうに言われます。

しかし、それが本当に子供たちの学力を上げるためになるのかどうかといえば、それは私は甚だ疑問であるというふうに思いますので、学力調査そのものは私は非常に疑問を持っていますけれども、ぜひそうしたことのないようには御配慮をいただきたいというふうに考えております。

次に、3月定例会でお尋ねをした学校のトイレの洋式化に伴うウォシュレット付への検討結果についてお尋ねをしたいというふうに思います。

県内のある学校では、この入学式の前にオリエンテーションというふうなものがあるそうですが、その中で、家庭で洋式のトイレの子供さんは、おじいちゃんやおばあちゃんのおうちで和式のトイレがある方については、そこに行って十分練習をしてくるようにというふうなことで言われたそうでありまして。これは、本市の学校のトイレの状況を見れば、本市だってもしかしたらあるのかわからないなと思っております。

ですから、このことは何らそうしたことは、就学前に言うことは何ら不思議なことではないわけでありましてけれども、そうした生活習慣を身につけさせるということは大変重要なことではあります。ただ就学前に子供たちは非常に精神的な負担といいますか、もう大きいというふうに思いますけれども、そうしたことをあおると言っちゃなんですが、必要性を認めながらもそういうことが実態として出てくるといかなものかなというふうに私は考えさせられるわけでありまして、もちろん先ほど言いましたように、人の生活習慣にとって大変重要なことでもありますから、どのようなトイレにも対応できるようにすることは必要なことでもありますけれども、殊にこの就学前はそうした精神的な状況も大変いろいろありまして、追い詰められるといいますかそういう状況にあるというふうに思いますので、できれば避けてほしいなというふうに思っているわけでありましてけれども、そういうことでぜひ小学校からウォシュレット化などを進めていただければなというふうに思いながらお尋ねをしたところでもありますけれども、もちろん考え方はいろいろありますので、私もそういうことを指摘して申しあげるのはどうかなというふうに思ったんですが、そうした子供たちの、例えば家庭に帰って、いや、学校のトイレはいいよとこういうふうになって、家庭のトイレも改善されて水洗化率なんかも上がればなおいいなというふうに思っているいろいろ言わせていただいたわけでありましてけれども、御指摘をさせていただいたわけでありまして、そこでその検討結果についてぜひどのような判断をされたのか承りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 学校のといいますか小中学校のトイレのウォシュレット、何か特定メーカーの製品というようなことで、私のほうからは温水洗浄便座というような表現を使わせていただきますけれども、まずこれも御案内のことですけれども、トイレの洋式化につきましては子供の家庭環境の変化、それからけがをした場合などに対応するため、各学校の各階男女1カ所をめぐりに整備を進めているところであります。御案内のとおりであります。

この整備が来年度で完了するという見込みでありますから、今後は各トイレ男女1カ所の設置に向けて整備を進めていきたいというふうに考えております。

御質問の温水洗浄便座についてでありますけれども、一般世帯への普及率は、内閣府による消費動向調査によりますと平成24年3月末現在で73.5%というところまでいっております。また、市内の各学校からもいろいろな家庭環境の子供たちに対応するために、ぜひ温水洗浄便座付の洋式トイ

レの設置についてという要望が出されてきたところでもあります。

こういった一般世帯への普及率の上昇や学校の要望等を考慮しまして、今後トイレの洋式化を進めるに当たっては、お尋ねの温水洗浄便座によりといいますか、温水洗浄便座仕様により設置、整備してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 大変ありがとうございます。

こうした温水洗浄便座ですか。大変失礼いたしました。私はそういうふうな日本語があるのかどうか分かりませんでしたので製品名で申しあげましたが、失礼をしました。

何か10万円ほど高くなるというふうなお話でしたが、私はそういう意味ではぜひ小学校のほうから、中学校もありますけれども、この入学時に訓練を要しなくちゃならない小学校のほうからぜひつけていただきたいなというふうに思いますけれども、小学校が終わるのにどのぐらいの時間を要するのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 申しわけありませんけれども、小中別の数字、ここにちょっと持ってきておりませんので、今までのものも含め箇所数等を申しあげますと、今までこのウォシュレットといいますか温水洗浄でないものは、洋式化は88カ所、小学校65、中学校の2カ所、これが既に済んでおります。それで、先ほど申しあげました各トイレそれぞれ1個ということで申しあげますと、合わせて68カ所、小学校39カ所、中学校29カ所、これで洋式化が各階ではなくて、各トイレ1カ所ずつの整備が終わるということになります。

そういう意味で、これからウォシュレット仕様でいくのが小学校39、中学校29と。その後は、今まで単に洋式化されているものについてもウォシュレット仕様に切りかえていくということになりますけれども、そういう意味でまずは小学校39、中学校29を当面の目標にしていきたいと。切りかえ前の段階ですけれども。ちょっと整理された数字ではなくて、申しわけありません。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 つまり、できるだけ早くしてほしいなというふうな願いがあつて、どのぐらいかかるんですかというふうに聞いたんですが、それはわかりませんか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 私どもの今までのこれに対する努力といいますか、そういうことから御理解いただきたいと思うんですけれども、私どもも子供たちの基本的な生活習慣にかかわるというものでもございますので、計画的にできるだけ早期にというふうに整備してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 委員長の言うことは、私もわかります。できるだけ速やかに、早くというふうな私も願いを持っているんですけども、どのくらいかかるのかなと。

全市内の小学校がそうしたものに変わるためには、例えば毎年各学校に1基だけを整備したとしても、小学校だけで結構かかりますよね。ですから、1年間に1カ所ということはないんだろうというふうには思いますけれども、複数の学校に行き渡るようにざっと整備をしていかないとなかなか立ちおくれるんじゃないのかなというふうに思いますので、大きい学校が早くとか小さい学校は

遅くとかそういう意味じゃないですよ。そうじゃなくて、やっぱり同じような教育状況の中で生活習慣が身につけられるようなことになるように願っておるわけでありますから、ぜひできるだけ早くこの整備が完了されますことを要望しておきたいというふうに思います。

続いて、障がい児の進路の指導について伺いたいというふうに思いますが、障がいのある子供の就学問題は、子供を持つ父母や関係者にとって大きな問題であります。文科省は、学校教育法施行令を改正し、2013年9月から障がいのある子供の就学先の決定について、原則として保護者の意向を尊重するようとしたわけでありますが、障がいを持つ子供の就学先の決定方法、特別支援教育の必要性はどのようにして決められるのか、その過程、プロセスを伺いたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 まず、特に小学校に入学する際の就学指導、どのような手順を経て決定されているかということについてお答えを申しあげたいというふうに思います。

まず、学校保健安全法におきまして就学予定児、翌年の2月、新入生ですね。この子供につきましては、健康診断を行うことがまず義務づけられております。これを受けまして、本市では9月に各小学校において集団での健康診断と知能検査を実施いたします。この健康診断、知能検査において障がいがある、もしくはその疑いがあると判断された場合、または保護者から要請があった場合は精密検査を受けていただくように保護者をお願いをすることになります。

その後、ただいまの健康診断や知能検査の結果、その後の精密検査の結果、保護者の意向などを踏まえて、寒河江市障害児就学指導委員会にこの子供の就学について諮問をいたします。この市の就学指導委員会は、学校教育法の施行令に基づいて設置されるものでありますけれども、精神科専門医師や保健師さん、特別支援学級設置校の校長先生、担任の先生などで構成されております。ここで、専門的な観点から小学校の通常学級に在籍して配慮した指導を行うのがいいのか、小学校の特別支援学級に就学するのがいいのか、あるいは特別支援学校がよいのかということについて判定をしていただくこととなります。

冒頭申しあげました9月の健康診断前にも、幼稚園や保育所、保健師または保護者の方々から就学予定児の就学先についての情報や相談が教育委員会に寄せられる場合もありますけれども、このような場合にもこれらの情報をもとに、市の就学指導委員会で御検討いただくということになります。

この就学指導委員会において、特別支援学級または特別支援学校への就学が適当というふうに判定された場合は、保護者との面談を行い保護者の同意を得た上で、最終的な就学先を決定します。この際、保護者や当該就学予定児の状況等によっては、就学指導委員会の判定と異なる就学先を検討せざるを得ない場合もあります。そのような場合にあっては、就学先の学校と十分協議を行うとともに、学校関係者も交えて保護者と話し合い、子供にとって最もよいといえますか、適正な就学となるように努めているところであります。以上です。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 市の就学指導委員会に諮問されるというふうなことでありますけれども、そこに保護者の意向というのは反映されるのかどうか端的にお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 答弁にも申しあげたところであります。その段階段階において保護者の方

からは十分にお聞きしながらといいますか進めておりますので、またそれを反映させるという意味でも十分留意しておるといふことでもあります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 つまり施行令が改正されたとおり、保護者の意向は尊重するというふうに理解してよろしいわけですね。

○鴨田俊・議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 そのとおりであります。理解していただいて結構です。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それでは、例えば普通学級を選択した場合に、就学前に担任となられる先生方と、あるいは打ち合わせ等がいろいろ、協議なんかもあるかもしれません。そうしたときに、学校長やあるいは教頭先生なんかはそうしたところに一緒に入られるのかどうか、その点をあわせて伺いたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 実際の経験を持って、プロであります教育長をもって答弁をいただきます。

○鴨田俊廣議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 じゃあ、お答えをいたします。

子供の就学というのは、保護者にとっては大変大きな問題でありまして、私たちが教育委員会、私も学校現場におりましたときに、子供にとって何が一番いいのかと、どういう配慮をすることが必要なのかという観点から、吟味をして、親にも説明をし、親の意向も受けながら、子供がこの学校で学んだときにどういう条件のどういう学びをすることがその子供の成長、発達にとって大事なのか、社会参加と自立を得るための指導のあり方について、親と共通理解をしながらしていくわけでありまして。

当然、そのことは管理職としては大事な仕事でありますので、保護者の面談も含めて、就学前については教育委員会が前面に出ますけれども、学校に入ってからには学校長が中心となって、担任も含めて、子供の将来のことについては十分話し合いを進めながら進めているというのが現状であります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 なぜそういうことを申しあげましたかというのと、つまりそうした障がい児を担当なさる先生は、非常に負担があるというふうに私は思うんですね。したがって、学校全体でそうした障がいを持つ子供を見るんだというふうなスタンスが必要ではないのかなというふうに思ったものですから、お聞きをしたわけでありまして。

次に、そうした子供たちが、その障がいを持った子供が今度は中学校に入る際には、どういうふうになされるのか。それもあわせてお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 小学校から中学に進学する際の件でございますけれども、それに直に触れる前に、各学校では入学後も毎年、校内就学指導委員会というのが各学校に組織されておりまして、児童の実態に応じた適切な指導や在籍についての検討が繰り返しなされております。

具体的に申しあげますと、この指導委員会の中では、通常学級の中に新たに特別な配慮を必要と

する児童がいないか、現在特別支援学級に在籍している児童についても、次年度もこの現状の在籍でいいのか、あるいは次年度からは特別支援学校での指導を検討すべきではないか、また逆に、これまでは特別支援学級に在籍していた者も次年度からは通常の学級で適応できるのではないかとといったような判断が、毎年繰り返さされております。

このような学校での判断は、先ほど来申しあげております市の就学指導委員会にも伝えられまして、児童の実態に応じた適正な指導となるよう、継続して判断しているところであります。

直接にお尋ねの中学校に進学する際のお話ですけれども、ただいま申しあげましたような経過を経て、特別支援学級に在籍する当該児童が6年生になった場合、その年度の校内就学指導委員会での判断を経て、市の就学指導委員会において中学進学にかかわります就学先の判定をしていただくということになります。

その後、保護者との面談等を行い、保護者の同意を得た上で最終的な就学先を決定するという運びになります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それでは、最後に、例えば通常学級で学んだ子供も、あるいは特別支援学級で学んだ子供も卒業時のそれぞれの進路を決めなければならないというふうに思うんですね。例えば、養護学校の高等部であるとか、または別な道を選んだりする子供もいるというふうに思いますけれども、例えば普通高校で得られるものあるいは養護学校で得られるもの、さまざまそれはあるというふうに思いますので、子供の実態に合わせて、保護者の意向なども踏まえながら決定されるものだというふうに思いますけれども、学校現場ではその障がいを持つ子供たちの進路指導についてはどのように行われているのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいまの中学校卒業時からの進路指導と申しますか、就学先の決定についてでありますけれども、各学校におきましてはまず管理職、校長、教頭ですね、の指導のもと、特別支援学級の担任の先生が中心となって、当然のことながら保護者の意向、考え方も十分踏まえながら行っております。そこでは、就学先をどうするかということはもちろんでありますけれども、その生徒の将来的な就労と申しますか、将来をも踏まえた進路相談、進路指導というふうなものが行われております。

このような進路相談の結果を踏まえまして、多くの生徒は障がいに応じた進学先として特別支援学校の高等部を受験して進学しております。具体的には、県立村山特別支援学校高等部、県立楯岡特別支援学校高等部、県立上山高等養護学校、県立山形養護学校高等部などが進学先というふうに考えられておりますし、現にそうなお例が多うございます。また、平成27年度から御案内のとおり大江町の旧三郷小学校に中等部と高等部を持つ県立楯岡特別支援学校大江校が開設されますので、この高等部に進学するというような選択肢と申しますか、生徒も出てくるかと思っております。

もちろん、生徒の実態によりましては、通常の県立や私立の高校というふうなことももちろん可能でありますけれども、いかなる場合にあっては、あくまでも生徒の将来を見据えた、本人にとって最もふさわしい、ふさわしいという語弊がありますかね、適切な進学先を慎重に検討することが大切でありますし、現にそのように努めているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

- 内藤 明議員 そうですね。やっぱり障がいを持っている子供にとって、将来どういう道が一番いいのかというのが一番先に来る問題だというふうに私も思いますけれども、ただ先ほども答弁されました特別支援学校の高等部にしても、養護学校にしても、高等部にしても、どのような道を選択するにしても、障がいを持っている子供の親には非常に情報量が少ないんですね。いろんな面です。そういう面では、学校にいる担任の先生であるとか学校長であるとか、そうした方々が一番情報量が多いわけでありますから、具体的にその時期を迎える前にいろんな情報交換をしていただきたいというふうに思っているわけでありますけれども、ぜひそのことをお願いして、御見解があれば承りたいというふうに思います。
- 鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。
- 渡邊満夫教育委員長 そのように努めてまいりたいというふうに思います。
- 鴨田俊廣議長 内藤議員。
- 内藤 明議員 以上で、時間も参りましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

那須 稔議員の質問

- 鴨田俊廣議長 通告番号18番について、17番那須 稔議員。
- 那須 稔議員 私は、新清・公明クラブの一員として通告をしてある件に関心を持っている市民を代表し質問をさせていただきますので、市長の見解をお伺いいたします。
- 通告番号18番、福祉行政について伺います。特に、介護などへの取り組みについてということについて質問をさせていただきます。
- これ、人口に占める65歳以上の割合、要するに高齢化率といいますけれども、2013年で全国平均で24%を超えております。また、11年後の2025年にはこの高齢化率がピークを迎えます。2025年には、全国平均でこの高齢化率が30%に達するとこのように予想されております。これを2025年問題とこのように言われているわけであります。
- 本市においても団塊世代が定年退職を迎えるなど、そしてまた高齢者のますますの増加に伴いまして、2013年現在での高齢化率が26.2%と、4人に1人が高齢者となるようになってまいりました。
- 当然、2025年には高齢化率のピークを迎えますので、3人に1人が高齢者となるというような、高齢者社会が予想されています。平成12年にスタートしました社会全体で高齢者の介護を支える仕組みということで、介護保険制度がスタートしまして、ことしで15年目を迎えます。大変、今後大変な少子高齢化社会を迎える中で、その老後、安心を支える介護基盤の整備、これをどういうふう to 実現していくのかというような課題が、私、山積みになっているのではないかと思います。本市においても介護保険制度を支える計画として、介護保険事業計画として3年ごとの計画ということで、現在進行しております第5期の介護保険事業計画がことしで終わります。来年の平成27年から平成29年までの第6次計画が始まるわけでありますけれども、今後第6期の介護保険事業計画を策定しなければならない、こういう状況になるのではないかなと思います。
- そういう意味で、今回の6期の介護保険事業計画でありますけれども、厚生労働省でも将来の状況をにらんだ施策の展望を取り入れるということで、2025年に向けたスタートの計画とこのように

位置づけているようであります。それらを踏まえながら、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

第1番の質問といたしまして、今後策定される第6期の介護保険事業計画の策定でありますけれども、現在第5期が進行しております。それで、第5期については平成24年と25年ということで、2カ年間にわたりまして既に実施済みでございますので、その辺の第5期についての評価、当然次期計画を作成するに当たりましては今の第5期の保険事業計画に対しての評価というものが大変重要などころではないかなと思っておりますので、その辺、後期計画の評価についてどのように評価をされているのかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 介護保険事業計画の実施状況はどうかということですが、毎年5月に介護保険の運営協議会を開催させていただいておりますが、この事業計画に見込んだ要介護度別の認定者数、さらにはサービス種類別の給付額に対する実績などを比較しながら、各年度ごとの進捗状況を運営協議会の委員の皆さんに御報告させていただいているところであります。

25年度の状況については、デイサービスさらにはショートステイ、グループホームなどの利用が増加をいたしまして、介護保険給付費が計画を上回る状況になっているところでありますけれども、24年度と25年度トータルでは計画を下回っている状況でありますので、総じて順調に推移しているのではないかとこのように思っているところであります。

ただ、26年度、まだ二月でありますから、今後もあるということであります。そういう意味で、第5期の事業計画全体の評価については、今後第6期介護保険事業計画策定に向けて保健、医療、福祉の各専門分野や介護保険被保険者などから構成をされます寒河江市高齢社会支援計画検討委員会を開催してまいることになっておりますので、その委員会の中において全体的な評価をさせていただくという計画でいるところでございます。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 第5期の評価については、今後、要するに計画検討委員会を立ち上げながら、その中でそれぞれ評価をしていくという話がありました。これ、第5期をつくる際にもそういう形で当然評価をしてきたわけでありましてけれども、今の状況的には要するに介護保険運営協議会というものがある、その中では要するに金額的な面でどのくらいオーバーするかということで、協議をして評価を出しているんですけども、当然計画の中にも年に1回進捗状況等点検をしながら評価をしていくということですので当然かと思っておりますけれども、そのほかにも当然、これは介護運営協議会のほかにも地域包括支援センターの運営協議会、それらについては具体的な事業の今度は評価になってくると思っておりますけれども、その辺を含めながら全体的に介護について評価をしていくということが、第6期に向けてのやっぱりこれ、評価を次の計画のほうに入れるということは大変重要なことだと思いますから、その辺についてこの第6期のほうでその計画を誤りなく計画に入れるためにも、その辺を含めながら今後、計画検討委員会のほうで計画をしていっていただきたいと要望をさせていただきたいと思っております。

それで、評価総括ということなども非常にこれは大事なところなんですけれども、要するに市民の方がどういう形で、ニーズといいますか、今の介護に対してどういう形で要望を持っているのかなということ、これ、たしか5期計画からスタートをしていると思っておりますけれども、日常生

活圏のニーズ調査、これを5期の計画からやったというようなことでありました。それで、5期の場合是一般高齢者とそれから介護認定者、それぞれ550というようなことで調査をやられて、要するに回収率なども67.6%というような回収率だったんですけども、6期についてももう既にニーズ調査をやられているというような話を聞きますけれども、この調査状況、要するに市民の皆様方からのニーズ調査等々について集計結果からどのような分析をされるのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 日常生活圏域ニーズ調査につきましては、次期の第6期の介護保険事業計画策定に向けて高齢者の生活状況を把握し、介護等の生活支援ニーズを把握するという目的で、65歳以上の市民の皆さん1,200名を対象にして、ことし4月末から5月中旬にかけて郵送の方式で調査を実施させていただいたところであります。

現在、回収された調査票の集計作業を行っている状況であります。回収率、大体70%ぐらいになっているようであります。

ニーズ調査の質問項目については、厚生労働省で統一して定めた項目、健康状態とか生活状況に関する問いが大半であるわけでありましてけれども、より具体的な市民のニーズ、さらには考えを把握するというので、寒河江市独自の質問項目、高齢者施策あるいは認知症対策について独自の項目も設けさせていただいております。

市民の皆さんから回答をいただいた内容については、我々のほうとしては今しっかりと分析をして計画に反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これ、先ほど5期のほうも言いましたけれども、今回は1,200というようなことで配付されて調査をやられたということでもありますけれども、たしか5期のときにも市独自の調査項目を市民の方に投げかけながら調査をされたということでもありましたけれども、非常にニーズ調査というのは大事なところで、市民の皆様方がどういうふうな形で介護に対しての考え、意見、そしてこれからやっぱり介護について、お世話になるわけでもありますので、どういうものが必要かなということでも非常に大事な調査でもありますので、特にこの市独自のところ、これは厚生労働省で一辺倒的な要するに調査もしていますけれども、市独自のところというのは大事なところで、その辺のところの分析をしていただきながら、この6期のほうの介護計画のほうに反映をしていただきたいと思います。

それで、聞くところによりますと、今回6期については全体のニーズ調査について国のほうに一旦報告をして、フィードバックするというふうなことも聞いているんでありますけれども、これ定期的にこれからまとめて国のほうにその報告をして、それをフィードバックして、要するに今回の介護について「見える化」というふうなことで、要するに状況、全国の介護状況がどうなっているかということ、見えるというようなことでの一つの方策ということで国が進めているわけでもありますけれども、その辺は次の介護保険計画、6期の介護保険計画のほうに間に合わない、当然このフィードバックされた資料などについても利用できなくなる可能性がありますから、やっぱりその辺はひとつ国県と連携をとっていただいて、早期にフィードバックして、計画が次の6期のほうにも反映できるような形でひとつ生かしていただくように要望させていただきたいと思います。

それで、第6期計画でありますけれども、先ほど市長のほうからは計画検討委員会を立ち上げてそれぞれ作成していくというようなことがありましたけれども、これ実際的にスケジュール、今の段階で日常生活ニーズ調査が始まって、集計はやってませんけれども、大体回収は終わったという段階でありますけれども、今後どういう形でそのスケジュールを組んでいくのか。

当然、最終的には先ほどあった計画検討委員会の立ち上げとか、最終的にはパブリックコメントをして要するに成案という形になってくると思いますけれども、その辺のところというのはどういうふうな形を考えているのか、そのスケジュールについてお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ニーズ調査、集計させていただいているわけでありまして、9月末ごろまでにこの集計、分析を行って、その後に申しあげました高齢社会支援計画検討委員会を開催させていただくというふうになっているところであります。

この検討委員会では、先ほど申しあげましたけれども、第5期、現在の計画を評価・検証するとともに、そのニーズ調査をもとにして6期計画期間のサービス給付見込み料、施設整備計画、保険料の額の検討というものをさせていただいて、来年1月末ごろまでに計画の素案をまとめさせていただく予定であります。2月の議会のほうに御説明をさせていただき、またパブリックコメントの実施をして、3月に策定をするという予定になっているところであります。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時ちょうどといたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須議員。

○那須 稔議員 第6期計画のスケジュールということで、答弁がありました。これは、市長が言われた今のスケジュールでありますけれども、大体これは5期計画と同じようなパターンでスケジュールをやられるのではないかなと思っております。5期のほうでも、10月から第1回検討委員会を立ち上げられて、10月、12月、2月というぐあいにそれぞれ素案づくりをやられたということで、大体このような予定に今回も考えていらっしゃるのではないかなと思っております。

それで、これは5期計画のほうでも当然こういう形で専門的な介護関係とか、あるいは医療とかあるいは公募された方々によって、それぞれ計画検討委員会を立ち上げられて、高齢者の福祉とかあるいは介護保険制度について、当然いろんな角度から意見が出されて、そしてこのニーズ調査なども含めながら、市民の声を含めながら反映してつくられたとこのように認識をしておりますけれども、当然ニーズ調査した結果というのは、全部これ要するに5期の計画のほうにも反映されなかったということもあるし、当然今回も、6期のほうにもニーズ調査した結果については全部反映されるわけではないと私、思っております。

それともう一つは、第6期計画については、先ほど申しあげましたけれども、2025年に向けての地域包括ケアシステムというようなシステムがスタートする時期でもあると。そして、また6期計画については、その計画が盛り込まれるのではないかなと思いますけれども、その辺について、介護保険の計画策定について介護保険の法律では地域懇談会とか市民の声をじかに聞くというのほうた

っておりませんが、私もそういう意味では大事な計画というところで、今回の第6期のこの計画については地域懇談会を開催しながら市民の理解を得ることが大事なことではないかなと思いますけれども、こうなりますと先ほど言ったように、計画的に若干前倒しをしながらその計画の中に入れることも出てくるのではないかなと思いますので、その地域懇談会についての開催についてどのような考えをお持ちなのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 地域の懇談会については、広く市民の御意見を伺って市政運営に対する理解をいただくということで、大変意義のあるものだというふう認識をしているところでありますし、介護保険事業計画についてもサービスの提供だけでなく、それに伴う保険料の負担とバランスをとるということも必要でありますので、実際にサービスを利用し、保険料等の負担をされる方あるいは御家族の方の御意見を十分踏まえていくと、その上で策定をするということが必要だというふうに思っているところであります。

ただ、今回、先ほどスケジュールをお示しさせていただきましたが、国のほうで定める介護サービスの基準報酬単価というのは、これまでの例でいえば1月に示されてくるというようなところであります。それが示されないと、それ以降でないと、介護保険料というものが決定できないという事情があるわけであります。

そういうスケジュールからすると、なかなか、先ほどスケジュールをお話ししましたけれども、そういうスケジュールでないとなかなか難しいのではないかなというふうに思います。ニーズ調査結果などを十分踏まえていくということで素案をつくらせていただいて、市民の皆さんには素案がまとまった段階でパブリックコメントという形でいろいろ御意見をいただくということにして、年度内の策定ということにする必要があるというふうに理解をしているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 今、市長のほうからはスケジュール的に非常に厳しいという話が出てまいりましたけれども、これは国のほうでの要するに単価が決まってくるのが1月ということで、前回のこれらの資料などを見せてもらいますと、2月の2日に最終素案ができ上がっているんですね。

それで、要するに地域懇談会を開くとなりますと、大体想定的には1カ月ぐらい私はかかるのではないかなと思っております。ですから、そうしますと2月2日の部分を若干前のほうに持ってくる。国のほうで示すのは大体1月、どの時期かわかりませんが、早い時期、要するに1月中に示されるならば、その前の段階で保険料についても決めていただいて、その中でやっぱり決めていく。

前日も、2月2日でありますけれども、実際に2月と3月の時期があるわけですから、若干的な面で1カ月ぐらいの私は余裕がとれるのではないかとこのように考えますが、実際的には内容の中で10月、12月、2月ということでそれぞれ検討委員会をやられておりますけれども、その辺のところちょっと前倒し、若干の前倒しをすることによって、地域懇談会を開催すると、市民の意見も聞くということなども私は必要ではないかとこのように思いますので、パブコメも大事なことですけれども、やっぱり市民の理解を得るための懇談会、これ大事なところですよ。

要するに、特に今回の介護保険については、新たに地域包括ケアシステムも始動するわけですから、その辺の市民の理解を深めるためにも、ぜひともこれ、地域懇談会を開いていただきたい。や

っぱり、これは1月末に決まったとしても、2月、3月ありますので、その辺のところでも期間的にうまく時間を都合させていただいて、その地域懇談会を開催するということが私は望ましいかと思えますけれども、再度その辺について市長から見解をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど来申しあげておりますが、スケジュール的には大変厳しい状況になろうかというふうに思いますが、その辺のところ、那須議員の御提案でもありますので、スケジュールについて再度検討させていただいて、できるだけ市民の皆さんの声が反映できるような計画をつくっていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 ぜひ、地域懇談会については開催をして取り組んでいただくということで、御検討していただきたいと思えます。

それで、6期計画の策定に当たりまして、当然これは5期計画の要するに反省のもとで、あるいは総括して評価しながら、当然6期計画をつくられると思えますけれども、その中で2点ほどお伺いをしたいと思います。

1つは、特別養護老人ホームの件です。

特老については、これたしか4期計画のほうで利用者の増加に伴うということで、増床を4期計画のほうに盛り込みました。5期計画のほうでは、特老の増床等についてはたしか計画のほうに入ってこなかったということもあります。そんなところで、今現在、特老等の入所待機者、これ非常に増加をしているのではないかなと思えますけれども、その辺について6期計画のほうで特老についての増床計画等についてどういうふうに考えるのか、どのような考えをお持ちなのかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在の5期の計画では、計画期間の開始当初、平成24年の4月に特養しらいわで30床の増床が予定されておりましたので、その分の増床を掲載している、計画に盛り込んでいるというところでありますが、御案内のとおり特養への入所の必要性が特に高い要介護4、5の認定を受けて、在宅で入所を待機されている方、この数はある程度、ふえてはおりませんが減少もしておらないという状況であります。さらに、今後75歳以上の方もふえてくるというような状況がありますので、それに伴って待機者の方もふえてくるということが予想されます。

そういう意味で、次期の第6期の計画においては、特別養護老人ホームを含めた施設入所の増床の必要性というものを強く認識しているところでございます。

特別養護老人ホームの増床については、施設整備を所管する県の担当部局との調整を行う必要があるわけでありまして、調整を行った上で、先ほど来申しあげております検討委員会のほうの中で十分御議論をいただき、検討していただくということになろうかというふうに思えます。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 わかりました。検討するということでもありますけれども、特に4期計画、たしかしらいわの特老については24年の4月オープンということで、たしか4期計画のほうで計画をされて建てられたという認識をしておりまして、そういう意味ではやっぱり6期計画、これ先ほどあったように、要するに介護認定者4、5の方、24年、25年というような形で見てみますと、今言ったよ

うに、市長からもありましたが、横ばい程度もあるんですけれども減っていないという現象があるわけでありますので、やっぱりその辺は特老等の利用者についても今後増床する可能性が十分に考えられますので、ひとつ特老について計画に入れて取り組んでいただきたいなどこのように思っているところです。

それと、もう一つについては地域密着型サービスで小規模多機能型居宅施設、これについては小規模多機能ということで身近な地域の中でさまざまな介護サービスが受けられるということで、非常に利用する方々にとってはメリットが大きいと、このように言われている施設であります。

それで、3期計画のほうでは1施設、それから4期計画で1施設ということで、市内のほうに2つの施設が今あるわけでありまして、状況的には非常に好評を得ているのではないかなどこのようなことを思いますけれども、これからの拠点整備としてやっぱり、小規模多機能居宅施設の増設、整備ということが、非常に私、望まれるのではないかとこのように思いますけれども、第6期計画の中でこの小規模多機能居宅施設の増設整備についてどういうふうに考えるのか、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この小規模多機能型居宅介護施設と申しますのは、利用登録した高齢者の方が状況に応じて施設へ通所したり、あるいは施設職員が自宅に訪問したり、また施設に宿泊をしたりというような多様な利用が可能な施設でありまして、高齢者の在宅生活を支援していく上ではとても評判のいい施設であろうかというふうに思っているところであります。

現在、市内には2カ所あるわけでありまして、どちらの施設も利用登録者は定員25名であります、若干のあきが出ている程度というような状況であるようであります。この件についても、先ほど申しあげておりますとおり利用の状況、それから将来の、3年後までのニーズの状況などを踏まえた上で、委員会の中で検討していただくということで考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 特に、小規模多機能につきましては、市内のほうにもデイサービスとかショートとかホームヘルプサービスがありますけれども、その一連のものとしてやっぱりサービスが受けられるというのは、これは小規模多機能なんですね。

それで、小規模多機能の場合は、ホームヘルプサービスがありまして、そのホームヘルプ、要するに訪問看護です。訪問看護の中で、要するに利用者の方々を訪問しながら、その家族に合ったサービス、本人に合ったサービスができるということで、非常に使い勝手がいいという小規模多機能だと言われておりますから、その辺について市長のほうからは検討委員会で増設についても検討するという話がありましたので、ぜひこれ検討していただいて、計画の中に入れていただくように強く要望させていただきたいと思っております。

それから、次、2点目の質問でありますけれども、地域包括ケアシステムという取り組みです。この地域包括ケアシステムについては、たしか5期計画のほうにも考えがあったのではないかと思います。具体的な計画までには至らなかったんですけれども、これは考えがあったと私は認識しております。それで、こういう形で地域包括ケアシステムが始動したというのは、先ほど申しあげましたけれども65歳以上の高齢者、これが2025年にピークになるということと、高齢化はますます進んで、認知高齢者あるいは65歳以上の単身世帯、そして夫婦のみの世帯というのが非常に増加する

ということから、地域で暮らしていくためには非常にこの生活支援サービス、住まいとかのそういうものが必要になってくると。

当然、これは家族の介護の支援とかあるいは本人の意向、あるいは生活実態に合わせて切れ目なく継続的に提供すると、これがまず必要であるということだと私は思います。

いま一つは、そのためには地域のほうで何をするかというと、医療とそれから介護と予防と住まいと、それから生活支援サービス、これを切れ目なく提供するシステムを構築するということで、厚生労働省のほうでは地域包括ケアシステム、これを要するに6期計画のほうの立ち上げということで示されているのではないかなと思いますので、その辺は寒河江市としても今回の第6期計画のほうにこの地域包括ケアシステム、どういう形で入ってくるのか、その辺まず1点お聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員御指摘のとおり、国のほうではこの団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとに、可能な限り住みなれた地域の中で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていかれるようにということで、先ほど御指摘ありました住まい、医療、介護、予防、生活支援などについて一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していこうということでのいるわけであります。

市町村においても、この2025年というものを一つの目標に設定しながら、3年ごとの計画の策定、実施を通じて地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

寒河江市におきましては、高齢者が地域の実情に応じて可能な限り、先ほどありました、その人らしい生活が継続できるように、高齢者個人に対する支援の充実はもちろんでありますけれども、介護保険による公的サービス、さらにはボランティアなどの介護保険制度以外の多様なサービスを本人が活用できるように、包括的に継続的に支援していくようにしていきたいというふうに考えているところであります。

また、個別のそれぞれの課題解決を図る地域ケア会議などについても充実を図っていきながら、自立支援、介護予防のさらなる取り組みについて第6期の介護保険事業計画の中で鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長のほうからは、それぞれ第6期のほうにこの地域包括ケアシステムを取り入れて、取り組んでいくという話がありました。それで、課題等の話もありましたけれども、私は今回この地域包括ケアシステムの課題というものが、これ24時間対応というのが非常に大きな課題ではないのかと。これは、まだ寒河江市のほうでは実施していませんけれども、定期巡回・随時対応型訪問介護看護といいますか、要するに24時間体制の中でそれぞれ取り組んでいく。たしか5期計画のニーズ調査の際にもこれが示されて、市民の皆様方からの数値の中で12.5%、ですから1割強の方々が必要だと認識しているということで、この第5期のほうのニーズ調査には出ていますけれども、その辺は非常に、24時間365日必要なサービスをタイミングよく提供していくと。

これ、非常に、要するにいいサービスなんですけれども、全国的なものを見ますと、業者のほうになかなか参入が難しいというような状況もあるわけでありましてけれども、ぜひこれ第6期のほう

に入れていただいて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、その辺についても実施するようにぜひともお願いしたいと思いますけれども、その辺の考え方、お聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これから、実際、何回も申しあげていきますとおおり、これから検討していくということでありますから、ただやっぱり現状のいろいろな課題については真摯に受けとめながら、その解決に向かっていろんな方策を考えていくということは基本でありますので、御指摘の点なども踏まえて、これから鋭意検討していく必要があるというふうに認識をしております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これ、ぜひとも第6期のほうに入れていただいて、ひとつ対応していただきたいなとこのように要望をしますけれども、よろしくお聞きをしたいと思います。

それで、先ほど市長からもありました地域ケア会議ですね。これは、要するに第三者専門的な視点で、介護の質を向上することを目的に設置されるというような会議でありますけれども、これ2つの会議があって、要するに個別のケースを検討して課題を分析して、それを積み重ねて、要するにそれぞれいろいろな政策等に反映していくというような形での地域ケア個別会議と、それからいま一つは地域づくり、それから市の政策形成といいますか、そういうものにつなげていく地域ケア推進会議と2つの会議がありますけれども、非常にこれは会議の構成などもそれぞれ示されてはいますけれども、今回6期のほうに、これ市長のほうから先ほどあったように取り組んでいくと話がありましたが、それはぜひとも会議、取り組んでいただいて、要するに地域の中で課題解決をするというのは非常に大事なところで、その辺についての取り組みというのはやっぱり地域の問題を積み上げていただいて、それをまちづくりとかあるいは次の保険計画のほうに反映していくと、非常にこれは大事な地域ケア会議、これは今回の地域包括ケアシステムの重要項目だとこのように言われておりますから、ぜひこの辺なども取り入れていただいて、6期のほうで実施をしていただきたいと思います。その辺の考え方がありましたら、ひとつお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在もさまざまなケースに応じて対応をしているところでありますし、地域の中にあっても民生児童委員の方々、警察、それから社会福祉協議会等々、いろんなネットワークを駆使して地域課題を協議しているわけでもありますけれども、ただいま御指摘のありました地域ケア会議、個別の会議などについても、現在行っている相談対応あるいは実務者レベルでの会議を個別課題解決機能、それから地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能を担う個別会議に発展をさせて対応していくということで考えていきたいというふうに思います。

それから、もう一つお話ありましたけれども、実務者レベルのケア会議から浮かび上がってきた課題解決、地域課題あるいはニーズについては、地域づくり資源開発機能を担う関係機関の代表者レベルによる地域ケア推進会議を新たに設置して対応していきたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 6期のほうの取り組みということで、2つのケースの中でそれぞれ地域個別会議については今の仕組みを発展していくということと、それからケア会議についてはそれぞれ立ち上げていくという話がありました。これ、ぜひ取り組んでいただいて、地域の課題をやっぱり先ほど言

ったように、まちづくりとかあるいは次の計画のほうに反映できるように、ひとつ取り組んでいただきたいなということを要望したいと思います。

それで、次でありますけれども、高齢者の権利擁護ということについてお聞きをしたいと思いません。

高齢者の権利擁護につきましては、私も非常に感じているんですけども、ひとり暮らし高齢者とかあるいは2人夫婦の高齢者のうちを訪問しますと、要するに認知とか何もない場合は対応はないんですけども、そういう方々が例えば認知になった場合とかいろんなふうに変わってきた場合に、なかなかもう私たちの手では負えないというふうな状況も、これ当然これから出てくるのではないかと。これからの高齢化問題の中で、高齢者がふえてくる中でそういう方々も非常にふえてくるのではないかと。それで、寒河江市のほうでも地域支援事業の一つということで、第5期の計画の中でも高齢者の権利擁護に関する支援ということもやってきているわけではありますけれども、ひとつ権利擁護の事業について現在どういう状況にあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在、地域包括支援センターにおいて高齢者に係る権利擁護関係の業務としては、困難事例の対応、成年後見人制度の活用促進、それから高齢者虐待の相談対応などがあるわけがあります。

これまでの実績として、困難事例の対応などについては24年、25年度とも17名の事例がございます。それから、成年後見人制度の活用促進については、24年度が14名、25年度が9名という実績になっております。高齢者虐待の対応などについては、24年度が14名、25年度が6名となっているところでございます。これ、実人数ということでありますので、1回対応しただけで解決に結びつくということはない事例も多々あるわけありますので、その後複数回対応しているというのが実情でございます。以上であります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 それで、その中で成年後見人制度の今、市長からもそれぞれ利用ということで数がありましたけれども、これ数的には非常に少ない、25年度が9件で24年が14件という話がありました。これ、数的には少ないと見るのかどうかわかりませんが、非常にこれから高齢者がふえる中でふえてくる可能性があるかと私、思います。

それで、今、判断能力が不十分な高齢者のために後見人等の宣言を行って、申し立てができない場合に市長がかわって行うことができるということで市長の申し立てができますけれども、その辺の状況、どうなっているのかをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 成年後見を家庭裁判所に申し立てをする親族がない場合などにおいて、市長が申し立てをしたという件数であります。24年度が2件、25年度が3件であります。

申し立てを行った結果、以上の合わせて5件については弁護士の方が2件、司法書士の方が2件、社会福祉士の方が1件ということで、後見人として支援を行っていただいたところでございます。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長申し立てのほうもそれぞれ、25年、24年という数字が示されましたけれども、

若干少ないという数字がありますけれども、これから御高齢の方がふえてくることによって、非常にこの数字もこれから上がってくるのではないかと思います。それで、成年後見人事業の拡大、そしてまたこれを見ますとセンター機能といいますか、要するに後見センター、そういうものを創設するという事なども視野に入れて、やっぱり重点事業としてこれを位置づけながら取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思いますけれども、その辺の後見センターの創設についてどういうふうにか考えるのかお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 成年後見センターを設置してはどうかということではありますが、御案内のとおり、県内では山形市が昨年の4月から市の社会福祉協議会に委託をして運営しているというようなところでもあります。寒河江市におきましても、先ほど来御指摘のとおり、これから高齢者の数が、特に75歳以上の方がふえてくると見込まれるところがございますので、我々としてもそういったことを想定しながらいろいろ取り組みを進めていかなければならないというふうに考えているところがあります。

山形市の事例などを十分調査検討しながら、その設置について検討していく必要があるというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これはぜひ、これはこれから御高齢者がふえるということも当然あるわけでありますので、そういう意味では後見センターを、市長から言われましたけれども、その辺のところを視野に入れていただいて、この後見センターの設置について前向きに御検討をして、取り組んでいただきたいなど要望をさせていただきたいと思います。

それで、最後の4点目でありますけれども、第6期保険事業計画における介護保険料ということについてお伺いをしたいと思います。

第4期での介護保険料を見ますと、第4段階のところでは3,390円というような保険料でありました。第5期でも第4段階のところでは1カ月4,370円ということで、第5期計画では第4期から980円ということに保険料がぐっと上がったということもありました。

それで、当然これ、介護の保険料給付に係る費用が増大していけば、介護サービス料も当然増加すると。それは、保険料にはね返ってくる。当然なんですけれども、第5期の調査の結果を見ますと、約半数の方々の御老人の方々は現在のサービス体制でほぼ十分というような意見も出ていますね。それで、保険料を上げてほしくないという要望も出ていますけれども、実際には一部の高齢者の方々には、実際にこれを使っている話だと思えますけれども、サービス料を調えるためには保険料が上がってもやむを得ないというのが大体20%ほどありました。これらは、やっぱり実際に介護に携わっている方で、私のほうでもこのようなサービスが欲しいと、もう切実な願いというところを感じるんですけれども、実際的には第6期保険事業計画の中で介護保険料をどういうふうにか考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 最初の御質問から同じことを申しあげるわけではありますが、基本的にこれからいろんなことを検討していく必要があるということでもありますので、あらかじめ御理解をいただきたいなというふうに思います。

那須議員御指摘のとおり、やはり負担がふえてくるのをさらに負担に感じるということで反対だという御意見の方もいらっしゃいますし、また一方で、もう少しサービスを充実してもらえらば、ある程度も負担もやむを得ないという方もいらっしゃるわけでありますので、ニーズ調査なども踏まえてこれから検討していかなきゃならんというふうに思っているところであります。

ただ、今の時点で具体的には申しあげられませんが、やっぱり介護サービスの利用者が、高齢者人口が増大してきておりますからその利用者がふえてくるということは当然のことながら予想されているわけでありまして、また待機者もなかなか減っていかないというような状況があるわけでありますので、現在の4,370円という基本月額については、ちょっとこの上昇を避けるということについてはなかなか難しいのではないかとというような、今の時点のあれですけれども、認識しているところでございます。

いずれにしても、これからいろんなニーズ調査を踏まえていくということになりますが、国のほうでも第6期計画期間の介護サービス給付見込み額の算定基礎となる27年度以降の介護サービスの基準報酬単価について現在、先ほども御報告申しあげましたが、厚生労働省のほうで審議中でありますので、そういったところも踏まえて検討委員会のほうで検討していく、そしてお示しをしていくということになろうかというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 それで、この保険料については、先ほど市長からもありましたけれども、当然これは上がるよりも上がらないほうが市民の方は非常に喜んでおりますけれども、やっぱり切実な問題として介護サービスを受けたいという方に対してある程度の負担もやむなしということも当然意見にはありますけれども、これ今回の重要事業の要望ということで市のほうでも国のほうに上げていますけれども、当然低所得者のためにはいろんな国の措置といたしますか、そういうものについても要望しているというようなことがありました。

それで、たしか第5期計画の際には、県の基金を要するに取り崩して、それから市の介護基金というものを県の財政安定化基金とありますけれどもそれを取り崩して、それから市の準備基金を取り崩して、平成24年度に限ってということであったんですけれども、介護保険料の軽減をするための措置として取り崩した例がありますけれども、この辺の軽減措置について市長のほうではどういうふうに考えているのか見解をお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 マクロの話をしていきますと、やっぱり先ほど那須議員御指摘のとおり、国も含めて公的な負担というのをやはりふやしていくということについても全国市長会などを通じて要望させていただいているということで、個人の負担をなるべく少なくしていくようにという御要望はさせていただいておりますけれども、具体的に言うと、それ以外の部分でいえば、先ほど御指摘のとおり基金を取り崩して保険料の上昇を抑えていく、さらには低所得者に対する保険料の軽減策、現在最大で基準保険料の5割軽減となっている負担割合を、27年度以降は最大7割軽減まで拡大する制度改正が行われる見通しのようでありますので、そういった点なども踏まえて、できるだけ我々としても保険料の上昇を避けていく、そのための要望なども大いに声を出していかなければならないというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これ、保険料、当然今の保険料よりも、先ほど市長からもありましたけれども、高くなる可能性があるという話がありました。ですから、やっぱり軽減措置を使っただいて、いろんな要望をさせていただきながらそういうものを使っただいて、何とか市民の皆さん方の負担を軽くできるような形で今後取り組んでいただきたいなということを要望させていただきたいと思います。

それで、いま一つは、これは先ほど一番最初に市長からありましたけれども、今回の介護の中で通所介護と短期入所生活介護、デイサービス、ショートステイが非常にふえているという話がありました。そして、これが介護保険料に対しても非常に大きな影響があるのではないかなと思っております。それで、重要事業の要望の2つ目にたしか国のほうに、要するに今は金額的な面で捉えているんですけども、それを整備料といいますか定数といいますか、そういうものに変えてほしいという要望を出しておりましたけれども、その辺、これ実際にそういうものをつくって認可をしているのは県なんです。ですから、要するに県と市が連携をとることによってデイサービス、ショートステイの事業の認可に対してある程度影響力を持って取り組むことができるのではないかなと思いますけれども、その辺の考え方お聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 介護保険料という観点から見ますと、やっぱりトータルの、全体の介護保険事業費というものをどういうふうに把握していくか、それを把握した上で保険料というのをどういうふうに設定していくかということになるわけでありますので、そういった中で施設整備のウエートをどの程度していくのか、施設整備は結構金がかかっていくということになりますから、そういったところの全体の量、ベッド数などをトータルで県も市も情報を共有していくということが大事なんではないかということをおっしゃっているわけです。

市のほうとしては、直接的に県のほうで認可して市が余り知らないというようなところで請求書だけが回ってくるようなことであってもいかなのではないかなというような考えもありまして、そこら辺を今回の重要事業の要望の項目の中で記載させていただいたところでありますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 先ほど市長からありましたけれども、その認可をするのは県だと。今の時点では、勝手に県で要するに認可をして市のほうには連絡がないということで、お金を出すのは市でありますから、当然そういう意味ではやっぱり市と県でうまく連携をとりながら、通所介護とかあるいはショートステイ等について事業者の進出に対していろんなふうな条件を挙げながら取り組むということが私は、最終的にこれは介護保険料について影響する可能性がありますから、その辺について市長のほうから取り組んでいくというような要望を出しているというような話がありますけれども、ぜひこれに取り組んでいただくように御要望したいと思います。

最後になりますけれども、介護保険事業計画の6期の策定に向けて将来の展望に立っていただいて、そして市民の声を十分に反映した計画の策定を要望して私の質問を終わります。

国井輝明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号19番について、6番國井輝明議員。

○國井輝明議員 6月議会に入りまして、ことしが市制施行60周年ということもありまして、それに合わせまして今議会「さくらんぼ議会」と銘打って、このようにさくらんぼの目の前で質問できるということで、少し新鮮な気持ちになっております。

今回、私が質問させていただくことは、主にSNS、ソーシャル・ネットワーク・サービスとか市をPRすることについての質問なんですけれども、特に若者の目線に立った質問というようなことになるかと思っておりますので、このさくらんぼから私も赤い色というもので元気をもらっておりますので、私も若者らしく元気に質問させていただきたいと思っておりますので、市長の御答弁をよろしくお願ひしたいと思っております。

私は、新政クラブの一員として通告に従い質問させていただきます。

今後は、人口も税収も減ることが予想されております。こうした中、寒河江市としても大きな投資はできず、いかに住みよく魅力のあるまちにしていき、寒河江市をPRするかが重要になるのではないのでしょうか。こうしたことは、市民と協働でつくっていかねばなりません。市民目線の市政を行っていかねばならないと感じるのであります。現在あるものをいかに盛り上げていくのかということが、重要なのではないのでしょうか。

本定例会に上程されている議第38号では、寒河江市市民のまつりの制定について、市としては今後ますます「御輿の祭典」を盛り上げ、そして市民の活気あふれる祭りを次世代へも引き継いでいきたいという思いが私には伝わってまいります。

現在行っている御輿の祭典は東北最大級のお祭りですが、今後さらに市民に根づかせるために、寒河江まつりの月である9月は、市役所の窓口でははんでんを着て業務を行うということはどうできないのでしょうか。

例を挙げますと、山形市役所ではクールビズの服装としてモンテディオレプリカユニホームが認められており、モンテディオの応援、またモンテディオを根づかせようと頑張っております。行政だけでなく、市内の企業でも自社のPRとしては思いますが、サッカー日本代表を応援するためにユニホームを着用して業務に当たるなどもしております。

こうした取り組みを寒河江市役所でも取り入れ、みこしのPRも含め寒河江市のイメージアップにつながると思います。市長の御見解をお伺ひしたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このクールビズについては、5月上旬から9月末までを期間として、地球温暖化防止のための温室効果ガス削減、それから夏の省エネを目的として室内温度を高目に設定していくことから、事務効率の低下を防ぐ、さらには職員の健康を維持するために、来訪者に不快感を持たれないということを原則としながら、軽装での執務というものを奨励しているところであります。

とりわけ、この7月から9月末までは特に暑いということでもありますので、スパークールビズとして期間等を設定して、指定のTシャツで勤務をしてもいいというようなことを認めているところであります。つや姫と紅秀峰、さらに市のイメージキャラクター「チェリン」をデザインしたものであります。御輿の祭典のお話がありましたが、今回議案を上程させていただいておりますけれども、やはり市民から盛り上がった祭りであります。子供さんから大人まで幅広い年齢層が集い交

流する寒河江の一大イベントとして定着しているわけでありますので、そういう活気あふれる祭りを次世代に引き継ぐということで、今回制定をお願いしているわけであります。

御質問は、そのクールビズの期間、はんてんを着用してはどうかということでありますが、このはんてんについてはなかなか、Tシャツということであればあれですけども、なかなか難しいのではないかというふうに思います。そういった意味で、御輿の祭典をPRすることについて言えば、逆に祭りのロゴマークあるいはみこしのデザインをプリントしたTシャツなど、クールビズ期間にふさわしいような別の取り組みというものができないのではないかということで、今後その点については検討していければというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 国井議員。

○国井輝明議員 やはり、ちょっと私もはんてんを、実際私もみこしを担いでおりますけれども、暑さとか作業効率ということにも支障があるかもしれませんけれども、ただやはりそういった窓口業務ではんてんを着てということになりますと、市民からも活気があるなというふうなイメージを与えられるのではないかというふうに思いましたので、質問させてもらったところであります。

今後は、検討課題としてロゴマークをプリントしてTシャツに施したりというようなこともございましたので、そういったことでぜひ取り組んでいただければなどこのように思っておるところであります。

つい先日、一般質問の1日目に沖津議員がチェリンのことに关しまして質問しておったようですが、まさにこれも、協働のまちとは違うかもしれませんが、マスコットであるチェリンにはんてんを着ていただくなど、あとは小さな縫いぐるみにはんてんを着たチェリンを販売するなど、そういった活用方法もあるのかなんてちょっと思っているところでありますけれども、もし参考になればというようなことで一言申しあげさせていただいたところでございます。ぜひ、実現を望むものであります。

次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

パブリックコメントについての質問であります。これまで、市としましてはいろんな条例また取り組みにつきまして、市民から、我々議員だけでなく幅広い市民から意見を聞くということで、パブリックコメントを実施させていただいているところだと思えます。まず先に、このパブリックコメントをこれまで行ったというか、延べ回数と意見提出者の年ごとの平均値や推移はどのようになっているのか、まずお尋ねさせていただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 パブリックコメントについては、平成23年1月に指針を策定して制度を導入したわけであります。制度の導入から平成25年末までに、この実施をして17案件について意見の公募を行いました。その17案件で合計23件の御意見をいただいております。割り算をすると、1案件当たりで1.4件と、平均ですね、意見をいただいているということであります。

年度ごとに見ますと、23年度では4案件に対して8件の意見、平均で2.0件とこうなるんですね。24年度は6案件に対して7件の意見、平均で1.2件、平成25年は7案件に対して8件の意見ということで、平均で1.1件の意見をいただいているという実績であります。

○鴨田俊廣議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。

23年度から実施ということで、まず意見はまあ出ていらっしやるということでもありますので、この数字を見ますと、意見があることは大変よいことではありますけれども、余り回答の件数が多いようには正直ちょっと思えないわけでもあります。

このパブリックコメントの数字を見まして、市長としてはどのようにお考えで、もう少しふえるといえますか、ふやすということかどうなるかわかりませんが、今後対応をどのようなことを考えているかお尋ねをさせていただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平均にすると大変多いとは言えない数字でありますけれども、これ一つ一つの案件を見ていきますと、例えば浄化槽整備事業などについては7件ほどいただいている。屋内多目的運動施設の計画については5件、それから寒河江公園整備などでは7件ということで、やっぱり案件案件によって件数に大分開きがあります。特に、とりわけ全体を見ますと、福祉関係の案件についてはほとんど意見が寄せられていないというのが実態になっているようでもあります。

パブリックコメント、市民の皆さんが市政に参画をする機会を確保するというだけでなく、逆に市のほうはどういう考えのもとにどういう過程を経て計画を策定したのかということや市民の皆さんにお知らせをする、詳細に伝えていく機会でもあります。相互の情報の共有化ということがこのパブリックコメントの意義の一つではないかというふうに思っておりますので、市民が主役のまちづくりを掲げているわけでもありますので、ぜひこれからも有効な手段として充実をしていかなきゃならないというふうに思っているところであります。

今後より一層さまざまな御意見をいただけるように工夫をしていくということでもありますし、この2月からはホームページに専用サイトなどを設けさせていただいておりますので、今後引き続きさまざまな見直し改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

ただいまの答弁の中で、浄化槽とか屋内多目的運動施設ということで、非常に市民からも関心のあることに関しましては、しっかりと答弁がパブコメで返っていると。また、逆に福祉関係ではちょっと少ないというような状況でありまして、市民としてもきちんとその辺は見定めてパブコメとか、コメントを出してくださっているんだなということは認識させていただきました。

より多くの皆様方から御意見をいただけるように、今後も改善していくというようなことでもありますので、少しその辺の経過というものも見ていきたいとこのように思っているところであります。

次に、パブコメのことにも関係あるんですけども、審議会等についての質問をさせていただきたいと思えます。

こちらに関しましては、まず初めにこれまで委員を依頼した市民の審議会等の数や出席して下さっている方が偏っていないのかということやまずお尋ねさせていただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 去年の12月現在でありますけれども、委員をお願いしている審議会等の数、37ございます。37で417名の方に、延べでありますけれども、お願いをしているということでもあります。

我々としては中身の濃い議論、審議をしていただきたいというようなことで、専門の分野の方あるいはその分野で活躍している方、団体の方などをお願いをしているということでもあります。

そういった関係から、ただいま御指摘ありました特に団体の代表の方には、充て職で幾つかの審議会の委員を務めていただいているケースもあるというふうに思っているところでございます。そういった意味で、お一人の方が何ぼも委員を兼ねておられる、幾つかの委員を兼ねておられるというケースもあるというふうには認識しているところであります。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 37件の回数かな、で417、延べということでありまして、大変多くの方に参画をしてもらっているというふうに思っております。

ただ、偏りが少しあるというふうなことでありますので、その辺少し、ある程度の負担というものにもつながるかと思ひますし、またより多くの皆様方から意見をもらうということであれば、こういった偏りのないようなことも今後考えていかなければならないのかなというふうに思いましたので、ちょっと質問をさせて、数を確認させていただいたところでございました。

そして、多くの皆様に知っていただく、会議はどのような中身で、どのようなことをしているのかということを知っていただくことも大事ではないかと、このように思っているところであるんですけども、こうした審議会の開催、情報等は告知されているのか。あわせて、審議会の市民傍聴というものはどのような状況なのか。いるのか、いないのかも含めてなんですけれども、そういった状況がどうなのかお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどの御質問の中で、やはり団体をお願いするときは団体の長さんをお願いするということになるわけでありませぬ。ですと、その長の方が何ぼも委員を兼ねるという形になってまいりますので、前回と申しましょうかね、その審議会の見直しの中で団体の代表の方だけでなく、副代表の方あるいはその下の役員の方などにも分散をして委員をお引き受けいただいている、あるいはそういうふうに見直しをしているというところもありますので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

それから、今お尋ねの審議会開催情報の告知などについての御質問でありますけれども、その委員の方への通知案内はもちろんでありますけれども、それ以外については、例えば市長が出る会議などについては市長の公務日程という形で公表にはなっていくわけでありませぬが、それ以外の部分については開催案内というものは行っていないという状況であろうかというふうに思ひます。

それから、傍聴の希望については、一部個人情報を取り扱うものなどを除きまして、その審議会等に諮って傍聴の可否を決定させていただいているということでありませぬ。実績でありますけれども、24年度に開催をした32審議会などでは、傍聴希望はございませぬでした。25年度では、35の審議会などで1名の方から傍聴の希望があったということになっております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

先ほどの質問のほうでも団体の長にということでありませぬが、副代表の方も参加いただくというようなことで、見直し等々も含めて現在行っているということなので、その辺も考えてくださっているということで大変ありがたいなというふうに思っているところであります。

ただいまの質問に関しまして、やはり傍聴者というのはこれまでお一人というようなことで、希望する人がいても個人情報等々やはり難しい問題もあるということなので、この辺もきちんと対応しつ

つやらなければいけないのかなというふうに、改めてちょっと私も思ったところでありました。

しかしながら、市民と一緒に、ともにこの市政、市をつくっていくとか、今後の市政を考えていくということを考えますと、より多くの方にもきちんと関心を持っていただき、ある程度の認識、質問等々も多くもらえればなおさらいいのかなというふうに思いましたので、その状況把握という意味でまずちょっとお尋ねをさせてもらいましたので、ありがとうございます。

そこで、ちょっと参加者からの御意見でいただいたところがありましたので次の質問に移らせていただきたいと思いますと思うんですけども、市民としてこうした会議に参加している人は、時間を使って出席しております。こうした会議の中で発言しても、その後どのような検討がなされ、どのような結果になったのかを聞いていないというような声をお伺いいたしました。こうした意見の中には、正直、発言しても反映されない、であれば何のために会議に参加しているのかわからないというようなことにはならないのかというふうなところを感じているところでもあります。

なぜこのような質問をしたかといいますと、年度がかわるときに起こり得ることなのですが、人事異動により会議がまた一からやり直しとの御意見を伺っているからであります。こうしたことが起きないように、これまで以上に連携性を持って取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけども、各課の横の連携を強化すべきでありますし、担当課を離れると責任を持たない、そうしたことが見え隠れするのでありますが、今後この対応はどうされるのか。

市民の中には、形式だけと感じている人もいるのではないのかというふうに思いますので、会議の持っていき方には問題がないのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 せっかく市民の皆さんから参加をしていただいて御意見を頂戴しても、そういう行政側の対応があったのでは、やっぱり逆に信頼を損ねる、信用を失墜する行為であります。断じて許すわけにはいきません。

人事異動なのかどうはわかりませんが、毎年4月の人事異動、3月から4月にかけて私は申しあげているんでありますけれども、きちっと引き継ぎなどについては、文書はもちろん、文書と口頭で、自分で書いて、そして具体的に引き継ぎをしていく、形式的な判こを押せばいい引継書とは別に、ちゃんとやっぱり懸案事項、これまでの経過あるいは今後の課題などについてはそれぞれ、特にきょうこちらに座っている管理職の皆さんについては、きちっと引き継ぎをしていくということを口を酸っぱくして申しあげているわけですが、そういうことでなかなか意図が伝わっていないということであれば大変申しわけなく思いますし、今後そういうことがないように、さらなる機会を捉えて私のほうから改めて申しあげておこなきゃならないというふうに思っているところでもあります。

ぜひ、市民の皆さんからの御意見などについては丁寧にお答えをして、できるところは反映させていく。できない部分については、なかなか難しいところについては、その理由なども丁寧に説明をして御理解をいただくという、行政の基本的なところが欠けているんだということになるんでありますから、そこら辺は丁寧にこれからも対応していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ただいまの質問では、ちょっと私も大変申しあげにくいことを申しあげたわけですが、市長自身も気にかけていらっしゃるし、やはり市民ときちんと向き合っていると申しま

すかきちんと接してくださるといふことで、以前からこのように対応はしっかりするようにと申言っておられるといふことで、ありがたい言葉をもらったなといふふうにお感じしております。今後ともよりよい方向になるよう、私も市民の皆さんにはお伝えしたいといふふうにお感じしているところでございます。

ちょっと別の質問に移らせていただきたいと思います。

先ほどのこの審議会等の市民の参加といふことで、公募委員も含めて、正直きちんと人選をしていただけないかといふような御意見も伺っているところであります。

といいますのも、公募委員の中にはいろんな方がいるとは思いますが、中には現在進めている全体の会議の内容に関係のないお話をされる方もおられると伺っております。こうしたことは、発言されている本人にはわからないことでもありますし、会議に出席している方には正直ひとり言にしか聞こえないことになるのではないのでしょうか。

今後公募委員を募集するのであれば、体裁だけ、形だけではなくて、きちんと人選をしていただきたいと思いますといふふうにお感じしております。このことにつきましては、市長はどのようにお考えなのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 公募委員の制度については、改めて申しあげるまでもないわけではありますが、市民の皆さんの御意見を各団体とか専門職、専門分野の方のみならず、一般市民の皆さんの声も反映させていくといふような趣旨でありましたが、できるだけそういう、何年かやってみてそういうような状況もあるやに聞いているところでありますので、我々としてはぜひこの制度本来の趣旨が生かされるような工夫というものもしていかなきゃなりませんし、募集をして公募委員としてなっていく際にも、趣旨などについて十分御理解をいただいくといふことが必要なんだろうといふふうにお感じしておりますので、その辺についてはさらに我々のほうとしても検討させていただいて、制度の趣旨がさらに生かされるような工夫を講じていければといふふうにお感じしているところであります。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 前向きな御答弁、ありがとうございます。本当に改善していったら、より中身の濃い、そして充実した会議になればとこのようにお感じしているところであります。

次に、市が関係するこうした会議は、全て日中開催されているわけでもあります。公募委員の中には、みずから手を挙げて参加したいという方はもちろんおられるわけですが、充て職等々になるかもしれませんけれども、中には自営業や会社員の方もいらっしゃるということで、御商売や仕事をしながら、御自身の仕事の手を休め時間をとって会議に出席していただいているといふふうにお感じしております。

今後、こうしたことへの配慮など何らかの対応などを考えていらっしゃるのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 確かに、今まで平日の日中といふのが多かったんだろうといふふうにお感じしております。その会議の内容にもよるんだろうとは思いますが、逆に夜のほうがいい、あるいは土日のほうがいいのかといふこともあろうかといふふうにお感じしておりますので、その開催の日時の設定などについても十分

きめ細かく配慮していくということを考えていきたいというふうに思います。

地域座談会などは夜の7時半からというふうに決まっているわけですが、そういうこともやっぱりいろんな形で交流をしていければというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 夜の開催、土日の開催ということで、これからちょっと検討していただいて、市民が参加しやすいような環境づくりになっていけばというふうに思っております。

市長に対しましては、本当に地域座談会ということで市民の皆さんの意見を聞くには、市民の皆さんが参加しやすいということで、相手の立場に立った時間で開催しているということで、確かにやはり我々議会としても、議会報告会も夜にさせていただいているわけですが、市民の中には土日の開催ということ望まれる方もいらっしゃいますので、そうした御意見に我々も耳を傾けて、しっかりと市民と一緒に市政に参加できるような環境というものを整えていかなきゃいけないのかなというふうに思ったところでございました。ありがとうございます。

ちょっと申しあげにくいことを言いますが、これまで質問で申しあげましたが、行政に対して物を言っても反映をされないという意識が、正直根底にあるのではないかとちょっと私は感じているところであります。こうしたことが市に対して、もちろん我々議会に対してもそうですが、期待していないとの意見にもつながってくるのではないかと感じているところであります。

例えば、市の職員の方に御相談をすると、よく言われる言葉の一つに「前例がない」というようなことで断られることがあるということで、相談した方からしてみれば困り事や改善してほしいとお願いしているわけでありますので、お話、相談したその日のうちにすぐ断られるのもどうかと正直思うところであります。

本当に相手のことを考えていけば、こうした言葉が出るのかどうかということになりますけれども、結果として実現できないこともあるとは思いますが、少しでも改善できるよう検討してみますというか、検討していただくという姿勢も大事なことではないのかなというふうに思っておりますので、今後はこのようなことがないようにしていただければというふうに思っております。

私は、市役所はサービス業と考えております。職員はサービス精神を持っていただき、市民に接していただきたいと感じておりますので、今後の対応をよろしくお願ひしたいと、こういったことは御要望させていただきたいというふうに思っております。

これまで質問したことについても、積極的に市から情報を発信していくことが大切なことであるので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

いろんな問い合わせ等があった場合、きちんと回答することがとても大事なことで、重要なことだというふうに私は思っております。本当に、私だけが感じていることであることであれば大変申しわけないのでありますが、市や議会に対する期待感のなさを払拭するためには、我々の行動を人から知っていただくことが大変重要なことだろうというふうに思っております。

現在、市政に携わる我々は、実際に仕事と、こういうことでこういった質問等、行動を起こしているのではありますけれども、市民の目には見えにくい、またこっちから発信するということが弱いのではないかとこのように思っております。特に、若い世代の目にとまる行動をしていくことが重要ではないのかなというふうに考えまして、提案させていただきたいことは、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用して、積極的に若者から市政に参加していただく環境を整

えてみてはどうかということでもあります。

現在行っているホームページにパブコメを載せる、先ほどの審議会もそうなのでありますけれども、そういった程度ではなくて、市民との意見交換をする場と位置づけして、カテゴライズせずリアルタイムにフリーな意見交換ができる仕組みをつくってみてはいかがかというふうに思っております。

多くの方々から、市に対して御意見や情報提供等が寄せられそれに対してきちんと回答していくことにより、市民と行政との関係性もますますよくなると思えますし、先ほど申しあげましたとおり、カテゴライズしないことによりまして一つのタイムライン上でどのようなやりとりがされたかということを実際に見られることによりまして、情報の共有化にもつながるものと考えております。

具体的に言えば、フェイスブックを活用することをお勧めしたいわけでありまして。フェイスブックであれば、実名と本人写真の登録が原則であり、お互いが承認しなければつながらないわけでありまして、相手が特定できるからであります。こうしたことにより、責任のない発言はしないと思われまして、SNSで投稿したことに真剣に対応する行政であるということになれば、若者も関心を持ち、積極的に投稿する人がふえてくると考えられます。

若者が積極的に市政に参加することにより、今後ますますまちの活性化にもつながるというふうに思えます。こうしたことも含め、SNSを活用し、まちの活性化につなげる新たな市民参加を促してみたいかでしょうか。市長の御見解をお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、行政あるいは政治に対して若い人たちはなかなか関心を持っておられない、表面上は持っておらないというようなところが大きな課題としてあるわけですね。そういったところを、ぜひ目を向けてもらうということがやっぱりこれからの我々の大きい課題の一つだなというふうに思います。

そういった意味で、御指摘のSNSの活用などというものもそういうことに資していくのではないかとこのように思っているところでありますが、現在、寒河江市ではホームページのほかにもメールマガジン、ふるさとだよりによる情報発信、さらにはゆめタネ情報、さらにチェリン情報などについては、フェイスブック、ツイッターなどで情報発信をしているところであります。

県内の自治体の状況なども見させていただきましても、イベント情報を中心に相当な自治体でフェイスブックなども活用してきている、始めているというような状況であろうかというふうに思えますし、ある程度双方向で情報を共有する、あるいはお互い信頼を持てるような情報交換ができるということであれば、大変若い人たちも行政あるいは政治に対して目が向いてくるのではないかとこのように思えますから、ぜひそういった意味で我々もそういう新しいSNSなどの活用というものを積極的にしていくということが必要なんだろうというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいなと思えます。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 県内の自治体もフェイスブック等々を活用している自治体、大分ふえてきているというようなことで、市としても少しそういったことにもきちんと、若い人の市政また政治への参加ということで取り組みということを前向きに御検討いただけるような答弁だったというふうに思えますので、ぜひ取り組んでいただければとこのように思っているところであります。

先ほどから何度か申しあげておりますけれども、同じタイムライン上、要はいろんな分野を分けずに一つのタイムライン上に常に若者の意見、SNSというと若い人は大体参加が多くて、40代以下の方が大分多いと思うんですけども、そういった方が投稿するということは、若い人たちがだんだん投稿していくわけでありまして、年代を追えば、10年、20年いけばそういった活用できる人間だけが整っていく状況だというふうに思っておりますので、早目にそういった対応をしていく必要があるのかなというふうに思っております。

ただ、これに関してもいろいろルールづくりというものが必要であるというふうに思っております。投稿する例えとして、例えばですけども、市の職員や議員に対しての批判でもいいというようなことでいいと思います。ただし、発言された人が特定されるようなことは、これはあってはならないわけでありまして、またカテゴリーせず一つのタイムライン上に載せることによりまして、関心を持たない人が福祉、子育て、またイベントということでありまして、一つのタイムライン上にあれば、いろんな情報をそのページを追うことで情報の共有もできるというふうに考えるとこころであります。

それから、市民の意見をゆがめずにそのまま載せることが重要なのではないかと、このように思っているところであります。

さらに、市に対する悪い意見とかを載せる場を直接設けたり、市の職員からしか見えないような仕組みとか、例えば、あとは別によい意見はタイムライン上に載せて皆さんが見ることもできる、そうしたことができればよいのかなというふうに思っているところであります。何より、市民の意見がきちんと見られるような仕組みにしないといけないのかなというふうに私は考えているところであります。

そうしたことを前置きしまして、寒河江市のホームページをフェイスブックに変えることもよいでしょうし、こうした取り組みはこれからも市内の情報収集することや積極的な情報発信をすることにもつながりますので、検討してみたいかというところで、市長から御検討いただけるということでもありますけれども、フェイスブックが大変有効だというふうに思いますけれども、改めて市長はどのようにお考えなのかお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど申しあげましたけれども、ほかの自治体の例ばかりを言ってもいかなものかと思いますが、フェイスブックがほとんど多いわけですね。それだけ有効な手段だということになっているんだというふうに思いますから、その辺のところも十分踏まえていろいろSNSの活用に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 積極的な活用というような、大変うれしいお言葉を、答弁をいただいたところであります。ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

こちらのほうにもSNSを活用したことに関係するんですけども、5月20日の新聞記事に「政府、災害被害把握にSNS情報活用へ」との記事が掲載されておりました。この記事によれば、「内閣府は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震に備え、災害時にツイッター、フェイスブックといった会員制交流サイト」、SNSですね、「に投稿された情報を活用する仕組みを本年度から本

格的に検討する」とのことです。これにより、「集落の孤立など被害をリアルタイムで把握し、迅速な救援活動などにつなげたい」との考えのようです。

ことし2月、記録的な大雪で、各地でなだれや建物、家屋の屋根の崩落、雪で車や電車が立ち往生し、交通網が遮断された集落では多くの孤立地域が発生し、未曾有の雪害で消防も警察も役所も被害の実態把握が難航していた中、飛躍的にその役割を担ったのがSNSであったということです。

先にお伺いしたいことに、寒河江市では今年の7月にあったでしょうか、大雨の際、どれぐらいの市民の方から、直接電話であったと思いますけれども、電話が何件来て、それに対応した担当者はどれぐらい時間をとられたのかお伺いしたいと思います。その対応する時間というのは、電話の対応に追われて本来の業務、仕事ということに、復旧作業とか情報の交換とかということに支障を来していないかという意味でお尋ねをさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今年の7月18日の大雨でありましたが、市内でも土砂災害、水害が発生をして、さらには村山広水の供給停止ということで断水があったわけでありまして、この断水によりまして、最大約9,000戸、世帯ですね、約2万7,000人に影響が出たところは、御案内のとおりであります。

この大雨の際に市民の皆さんから電話などをいただきましたが、水害あるいは土砂災害等が発生した各地区からの状況提供などもされました。約150件の被害情報が寄せられております。また、断水の際については、断水区域の確認でありますとか復旧の見通し、広報に対する意見などが約1,000件、1,000件を超える電話があったところでございます。

対応した職員はどうだったのかということではありますが、通常の業務を行いながら電話の対応をしたわけでありまして、総務課におきましては、7日間で約4人の職員、水道事業所9日間で10人の職員が対応をしたということでございます。通常の業務もしながら、そういう電話等に対応してきたということでもあります。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 総務課で4名、水道事業所でも10名の職員が、そういった通常の業務を行いながら電話の対応に当たったというようなことだったと思いますけれども、やはり電話でのやりとりということで大分その時間に割かれるのではないかなと正直ちょっと感じたところであったんです。ですので、その電話のやりとりでなくて、すぐ対応できるような対策というものを考えなければいけないのかなというふうに思いまして、ただその担当者がその情報をとって、次の質問になるんですけども、そのやりとりといいますか、その情報に関しまして、大雨時の対応としてなんですけれども、市民や他の課での被害状況とかいろんな情報を共有できたのかということはどうなのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 情報共有できたかどうかということについては、なかなかその判断が難しいわけでありまして、我々は今までそういうアナログ的な対応が、標準としてそういう対応をしてきたわけでありまして、そういう対応が逆に情報を共有しているという意味での対応になってきているというところがあるかというふうに思います。

いろんな形で地域の市民の皆さんからは、消防団とか町内会の役員の方々からは、巡回パトロールをしていただいたり、あるいは現場の状況などについて連絡をもらったり、それは大体基本的に

は電話、携帯とかでもらうわけでありまして。そういった情報を災害の連絡本部などで共有して、いろんな対策を講じていくということにしたところでございます。

特に、あの大雨のところに慈恩寺地区の崖崩れなどがありました。田沢川の判断などでは消防団あるいは町内会の皆さんが、地域住民の方に対して住宅への浸水の危険性を伝えて、避難、誘導なども行っていただいたところでもあります。いろいろ対応などについては課題も振り返ってみますとあったというふうにも、いろんなところであったと思いますけれども、それぞれのいろんな情報機器などを通じて、共有化してきたところでもあります。

また、断水の情報などについては、やはりさきも申しあげましたけれども、その見通しが違うなどということに対して御意見を頂戴したり、給水車についても苦情的なものをいただいたり、広報車などについてもいただいたりというふうなところで、あったというふうには認識をしているところでもあります。そういったところは、反省点としていろいろ、これからいろんな方策を検討していかねばならないというふうに思っているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 地震や風水害などの自然災害が発生したときに、それぞれの地域が今ここで必要な災害情報を得ることは、極めて困難であります。そのため、被害者の救助、共助がうまく行えず被害が拡大しやすいということではないのかなというふうに思います。また、今日の地域社会では、人間関係の希薄さから安全・安心を確保するための心理的サポートを得ることが困難な状況にあるというふうに思います。

そこで、地域の安全・安心は地域が守るという考え方を基本に、地域住民の人間関係づくりや信頼の醸成を支援し、災害時の救助活動や生活支援に役立つ寒河江市独自の災害防災SNSシステムを確立すべきではないのかなというふうに思っております。

地域防災SNSシステムは、近年普及しつつあるハンディタイプの通信システムを基盤として、地域住民が日常的に活用できる点に特色があります。この防災SNSシステムとは、地域住民が平常時から防災情報を共有、更新することによって防災意識を高める、災害発生時に住民同士の迅速かつ的確な救助活動を支援する、災害後の復旧活動や心理的ケアを支援するということが挙げられます。

気象庁が昨年11月に国民に行ったアンケート調査では、現在の気象情報の入手手段はテレビの一般放送85.7%が最も多く、データ放送25.5%を含むとテレビからの気象情報を取得している人が多いようです。テレビの一般放送に次いで多い情報取得手段が、携帯電話、スマートフォンのエリアメール等の自動配信メール37.6%であります。今後希望する入手手段でも、テレビの一般放送76.8%、エリアメール等の自動配信メール42.3%など、現在利用している手段の利用向上が高いようです。

携帯電話、スマートフォンのメールやツイッター、ライン、フェイスブック、ミクシィなどのSNSは、現在の利用率よりも今後の利用率が上回ると予測されております。特に、40歳以上でその傾向が強いようでありますので、情報をみんなで共有でき、電話よりも時間がかからず把握ができるSNSの導入を考えてみてはいかがでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このSNSについては、先ほど来お話ありましたけれども、東日本大震災の教訓も

あって、特に防災、緊急通報を含めて自治体の情報インフラとして活用していこうという機運は大変高まっているところでありますし、国においてもこのSNSを活用する仕組みを本格的に今年度から検討していこうというような動きがあるようでございます。

そういった意味で、今、議員御指摘のように地域に密着した情報が迅速に共有をされて、それによって市民の皆さんの不安が少しでも解消されるということになれば、大変有効な手段だというふうに思っているところであります。

そういった意味で、活用を検討していかなきゃならんというふうにも思いますが、一方でデジタルデバイド、こなす人とこなせないふなれな人との情報格差などということが逆に広がっていくということもありましょし、先ほど来、御指摘ありましたけれども、今までの手段、情報伝達手段というのもの、やっぱりそれを望むというんですかね、それを享受している方もいらっしゃる。SNS等の新しい情報手段、伝達手段もさらに若い人たちはそういうものを望むということになれば、行政としては両方、情報発信のものを準備してこなきゃならんというようなどころもあります。ですから、昔のを切って新しいのにというわけにはいかないということがあろうかというふうに思いますので、そういったところをいろいろ検討していかなきゃならんというふうに思います。

御案内のとおり、防災行政無線なども防災対策として準備をさせていただきますから、そういう意味でその効果なども見きわめながら、またSNSの利用などについてはいろいろ課題を整理して、市民の皆さんによりよい安心・安全な情報を伝達できる手段を検討していく必要があろうというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 非常に前向きな、本当に答弁ありがとうございます。ちょっとそのまま質問というふうに思ったんですが、そこまで考えてくださっているということで、ちょっと実例を述べさせていただきますというふうに思います。

SNSで非常に有名なところでありますけれども、武雄市では平成22年からSNSを活用した防災訓練を行っております。平成22年度9月にツイッターを活用し、武雄市総合防災訓練を実施しており、この訓練ではツイッターアカウントを多用し、市長、市役所、地域集落、消防団、市民有志が参加したものであります。

武雄市の公式資料によりますと、市内では各町、1つの地区ずつ訓練実施地区を設定し、大雨や地震などの災害を想定した避難訓練でありました。この訓練では、ツイッターのハッシュタグと言われる情報共有の機能を利用し、ハッシュタグというのはシャープ、寒河江なら寒河江ということであれば、皆さんがツイートしたときに「#寒河江」とやれば、それを検索したら寒河江の情報が全て出るというようなことなんですけれども、そういったものを使いまして、市長を初め市役所が発信する公式的な発言とは別に、「訓練」という頭文字をつけまして、二重に情報の共有化を図った訓練でありました。

この訓練の中で、午前8時25分から開始して、訓練が終了する12時ごろまでにはツイート数にハッシュタグがついているものだけで130ツイート行われた統計によりますと、948人が総合して一連のやりとりに加われたというようなことであります。この数の結果を見ましても、効果が見込まれるのではないかとこのように思うわけでありまして。

現在の武雄市においては、SNSの環境も変化しており、市、市役所公式ウェブページを全面的

にフェイスブックページに切りかえておりますし、閲覧はインターネットで一般市民にも可能であるということで、市役所フェイスブックアカウントのやりとりやコメントをする場合には、フェイスブックアカウントの取得が必要になります。

フェイスブックというのは、先ほど申しあげましたとおり自分の名前と本人写真が原則でありますので、そういったことで発言できますから、正確な情報であるというふうに認識できるのであります。

そのフェイスブックのことなんですけれども、現在、日本におけるSNSの中でフェイスブックのアカウント数は増加傾向でありまして、平成26年5月20日時点で、日本国内に約2,200万人のアカウント取得者がいるとされております。SNS活用の状況を見て、訓練参加者同士の連絡調整など自然発生的かつ合理的な物資調整などを自発的にとり行う際に、SNSが積極的に活用され、情報の精査や発信内容の確認にある程度的人员が当たれば、こうしたこともクリアして実施できるのかなというふうに思っております。

そこで、最後の質問にさせていただきたいんですけれども、やはり災害時には間違いのない情報源というものが需要であるというふうに思っております。これはちょっと事例ですけれども、関東甲信越を襲った記録的な豪雪を通じて、力を発揮したSNSにツイッターがあります。当時の状況としては、玄関から外に出ることができず、家の裏口からやっと出られるという状況であり、国道の様子もわからず、もちろん国道に出ることなどできず、家から国道に続いている路面にすら達することができないほどの積雪であったということです。こうした状況下において、ツイッターを活用し県内各地のたくさんの人たちが現地の写真とともに積雪状況をツイートしており、そのときに自分が置かれている状況を把握するのに非常に役立ったというものです。

実際に、「救助活動で目覚ましい力を発揮した「SNS」～市民と行政がTwitterで連携、災害対策の新たな可能性」と題した記事を私も拝見しましたが、豪雪でツイッターが果たした絶大な役割が書かれております。

長野県佐久市の柳田清二市長のSNS活用事例は、災害時におけるツイッターの威力を如実にあらわす典型的な例だとも言われております。市長みずからが発信して、間違いのない情報だということで取り上げられたものであります。災害対応で重要な役割を果たさなければならない市長は、ツイッターを活用できるようになれておくべきであると思います。ツイッターは、有用な情報源になりますし、瞬発力にすぐれております。市長みずから発信することにより、市民もすぐ信用できる情報であると認識して、その情報リツイート等、拡散される情報はすぐ広がります。

こうした利便性も考え、佐藤市長におかれましてもツイッターとフェイスブック等の活用を考えてみてはいかがかということをお願いいたします。市長、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 時間がありませんからお答えをしたいと思います。

東日本大震災の中で、やっぱり行政が市民の皆さんの安全・安心をリードしていく、そういう自治体がやっぱり信頼のあった自治体だというふうになっているようで、結果としてありますよね。

そういう事例がありますから、我々としても行政が先頭に立ってさまざまな問題点をクリアしていく、安全・安心、防災などについてもやはり先頭に立って頑張っていくということで、具体的に

そういう形を示していければというふうに思っているところでありますので、いろいろ御指摘、御提案ありましたから十分我々のほうも検討して、前に進めていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 御答弁ありがとうございました。ぜひ検討していただき、可能であれば実現というようにしていただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散 会 午後2時45分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。